



# 賠償責任保険（一般種目用） の約款

普通保険約款、特別約款、特約条項

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (1) 示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながら進めてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出していただきます。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類  
(被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
  - ③ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類  
(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
  - ④ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
  - ⑤ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
  - ⑥ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
  - ⑦ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類  
(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等)
  - ⑧ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
  - ⑨ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

### この保険には、『示談交渉サービス』はございません

この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。

万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくこととなります。

なお、弊社の承認を得ないで、お客様側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部が保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

※詳細については3ページをご覧ください。

# 目次

1. ご契約後、次のことにご注意ください	3
2. 約款の構成	4
3. 特約コード一覧表	6
4. 賠償責任保険普通保険約款	7
5. 各種特別約款および添付される特約条項	12
(1) 施設所有（管理）者特別約款	12
● 漏水担保特約条項	12
● 油濁損害不担保特約条項	12
● マンション用特約条項	13
● 昇降機危険担保特約条項	13
● 客の携行品損害担保特約条項	13
● 借用不動産損壊担保特約条項（イベント用）	14
● 改修工事発注者責任担保特約条項	15
● 0歳児不担保特約条項（保育園・託児所・ベビーシッター用）	15
(2) 施設所有（管理）者特別約款（個人情報漏えい保険用）	15
● 個人情報漏えい対応費用担保特約条項	17
(3) 昇降機特別約款	19
● マンション用特約条項	19
(4) 請負業者特別約款	20
● 地下埋設物損壊不担保特約条項	22
● 特定作業者損害不担保特約条項	22
● 管理下財物損壊担保特約条項	22
● 工事遅延損害担保特約条項	23
● データ損壊担保特約条項	23
● リース・レンタル財物損壊担保特約条項	24
● 支給財物損壊担保特約条項	24
● 被害者治療費用担保特約条項	25
● 財物損壊の範囲拡大に関する特約条項	26
(5) 生産物特別約款	27
● 不良完成品損害担保特約条項	28
● 国外一時持出品担保特約条項	28
● エンジン焼付損害縮小支払特約条項	28
● エンジン焼付損害不担保特約条項	28
● 製造物責任法対応特約条項	29
(6) 店舗特別約款	31
● 受託財物担保特約条項	32
(7) LP ガス業者特別約款	33
● 施設賠償責任のみ担保特約条項	34
● 生産物賠償責任のみ担保特約条項	35
● LP ガススタンド特約条項	35
● 生産物賠償支払限度額別建特約条項	35
● 超過損害額のみ支払特約条項	35
(8) 旅館特別約款	36
● 改修工事発注者責任担保特約条項	37
(9) 旅館宿泊者特別約款	38

(10) PTA 特別約款 .....	39
● 児童・生徒賠償責任不担保特約条項 .....	40
(11) 受託者特別約款 .....	40
● 漏水担保特約条項 .....	41
● 温度変化損害不担保特約条項 .....	41
(12) 自動車管理者特別約款 .....	42
● 下請負人再寄託中担保特約条項 .....	43
● 使用不能損害担保特約条項 .....	43
(13) 油濁特別約款 .....	44
● 油濁超過損害額支払特約条項 .....	45
6. その他の特約条項 (共通 1) .....	46
● 原子力危険不担保特約条項 .....	46
● 専門職業危険不担保特約条項 .....	46
● 汚染危険不担保特約条項 .....	46
● 石綿損害等不担保特約条項 .....	47
● 対人・対物共通支払限度額特約条項 .....	47
● 縮小支払特約条項 .....	47
● 費用内枠払い特約条項 .....	47
● 対物間接損害不担保特約条項 .....	47
● 日本版 C G L 特約条項 .....	48
● L P ガス販売業務不担保特約条項 .....	48
● 借用不動産損壊担保特約条項 (施設所有 (管理) 者特別約款用、店舗特別約款用) .....	48
● 食中毒利益担保特約条項 .....	50
● 人格権侵害担保特約条項 .....	52
● 損害賠償請求ベース特約条項 .....	52
● 訴訟対応費用担保特約条項 .....	53
● 初期対応費用担保特約条項 .....	54
● 保険料不精算特約条項 .....	54
● 通知等変更特約条項 .....	55
● 保険料分割払特約条項 (一般用) .....	57
● 保険料分割払特約条項 (大口用) .....	59
● 共同保険に関する特約条項 .....	60
7. その他の特約条項 (共通 2) .....	61
● 修正免責条項 - 重過失による法令違反 (昇降機特別約款用) .....	61
● 修正免責条項 - 重過失による法令違反 (生産物特別約款用) .....	61
● 修正免責条項 - 重過失による法令違反 (旅館特別約款用) .....	61
● 日付データ処理に関する損害不担保特約条項 (生産物特別約款用) .....	61
● 日付データ処理に関する損害不担保特約条項 (初期対応費用担保特約条項用) .....	62

# 1. ご契約後、次のことにご注意ください

- (1) 保険証券は大切に保存してください。  
保険証券は、お客様のご契約内容を記載したものです。内容をご確認のうえ大切に保存してください。
- (2) ご契約後に保険証券・明細書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。  
「通知等変更特約」が付帯されたご契約の場合は、ご契約後に保険証券・明細書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。  
通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
- (3) 事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。
  - ① 示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながら進めてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われたりした場合には、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
  - ② 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出していただきます。
    - ア. 保険金の請求書
    - イ. 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類  
(被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
    - ウ. 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類  
(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
    - エ. 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
    - オ. 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
    - カ. 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
    - キ. 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類  
(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等)
    - ク. 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
    - ケ. 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ③ 保険金請求権については、時効（3年）がありますので、ご注意ください。
- (4) 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。  
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。  
このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
  - ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  - ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  - ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## 2. 約款の構成

ご契約いただいた保険には、次の表に掲げる約款および特約条項が適用されますので、該当する部分をご確認ください。

ご契約いただいた賠償責任保険の名称	適用される約款	必ず適用される特約条項	契約ごとに任意に適用される特約条項 (主な特約条項)
施設所有(管理)者賠償責任保険	普通保険約款 + 施設所有(管理)者特別約款	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力危険不担保特約条項</li> <li>・専門職業危険不担保特約条項</li> <li>・汚染危険不担保特約条項</li> <li>・石綿損害等不担保特約条項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水担保特約条項</li> <li>・油濁損害不担保特約条項</li> <li>・昇降機危険担保特約条項</li> <li>・マンション用特約条項</li> <li>・借用不動産損壊担保特約条項</li> </ul> 等
個人情報漏えい保険	普通保険約款 + 施設所有(管理)者特別約款 (個人情報漏えい保険用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力危険不担保特約条項</li> <li>・専門職業危険不担保特約条項</li> <li>・汚染危険不担保特約条項</li> <li>・石綿損害等不担保特約条項</li> <li>・個人情報漏えい対応費用担保特約条項</li> </ul>	
昇降機賠償責任保険	普通保険約款 + 昇降機特別約款	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力危険不担保特約条項</li> <li>・専門職業危険不担保特約条項</li> <li>・汚染危険不担保特約条項</li> <li>・石綿損害等不担保特約条項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション用特約条項</li> </ul> 等
請負業者賠償責任保険	普通保険約款 + 請負業者特別約款	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力危険不担保特約条項</li> <li>・専門職業危険不担保特約条項</li> <li>・汚染危険不担保特約条項</li> <li>・石綿損害等不担保特約条項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下埋設物損壊不担保特約条項</li> <li>・特定作業者損害不担保特約条項</li> <li>・管理下財物損壊担保特約条項</li> <li>・財物損壊の範囲拡大に関する特約条項</li> </ul> 等
生産物賠償責任保険	普通保険約款 + 生産物特別約款	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力危険不担保特約条項</li> <li>・専門職業危険不担保特約条項</li> <li>・汚染危険不担保特約条項</li> <li>・石綿損害等不担保特約条項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不良完成品損害担保特約条項</li> <li>・製造物責任法対応特約条項</li> <li>・エンジン焼付損害縮小支払特約条項</li> <li>・エンジン焼付損害不担保特約条項</li> <li>・損害賠償請求ベース特約条項</li> <li>・食中毒利益担保特約条項</li> </ul> 等
店舗賠償責任保険	普通保険約款 + 店舗特別約款	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力危険不担保特約条項</li> <li>・専門職業危険不担保特約条項</li> <li>・通知等変更特約条項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託財物担保特約条項</li> <li>・食中毒利益担保特約条項</li> </ul> 等

ご契約いただいた賠償責任保険の名称	適用される約款	必ず適用される特約条項	契約ごとに任意に適用される特約条項 (主な特約条項)
LP ガス業者賠償責任保険	普通保険約款 + LP ガス業者特別約款	・原子力危険不担保特約条項 ・専門職業危険不担保特約条項 ・通知等変更特約条項	・施設賠償責任のみ担保特約条項 ・生産物賠償責任のみ担保特約条項 ・LP ガススタンド特約条項 ・生産物賠償支払限度額別建特約条項 ・超過損害額のみ支払特約条項 等
旅館賠償責任保険	普通保険約款 + 旅館特別約款	・原子力危険不担保特約条項 ・専門職業危険不担保特約条項 ・通知等変更特約条項	・食中毒利益担保特約条項 等
旅館宿泊者賠償責任保険	普通保険約款 + 旅館宿泊者特別約款		
PTA 賠償責任保険	普通保険約款 + PTA 特別約款		・児童・生徒賠償責任不担保特約条項
受託者賠償責任保険	普通保険約款 + 受託者特別約款	・原子力危険不担保特約条項 ・専門職業危険不担保特約条項	・漏水担保特約条項 ・温度変化損害不担保特約条項 等
自動車管理者賠償責任保険	普通保険約款 + 自動車管理者特別約款	・原子力危険不担保特約条項 ・専門職業危険不担保特約条項	・下請負人再委託中担保特約条項 ・使用不能損害担保特約条項 等
油濁賠償責任保険	普通保険約款 + 油濁特別約款	・原子力危険不担保特約条項 ・専門職業危険不担保特約条項	・油濁超過損害額支払特約条項 等

(ご注意) 保険証券および明細書上の表示と約款の対応関係については、各約款右上に〈ご説明〉として記載しています。

### 3. 特約コード一覧表

保険証券面および明細書面上の「特約条項（担保条件）」欄に表示される特約コードと特約条項の対応については、次の表のとおりです。

特約コード	特約条項名称	特約コード	特約条項名称
01	漏水担保特約条項	H0	支払限度額共有特約条項（CSL用）
02	下請負人再寄託中担保特約条項	H1	支払限度額共有特約条項（対人・対物別建て用）
04	地下埋設物損壊不担保特約条項	H2	上乗せ保険契約特約条項
05	エンジン焼付損害不担保特約条項	H3	治験薬に関する特約条項
06	エンジン焼付損害縮小支払特約条項	H5	保険料不精算特約条項
09	受託財物担保特約条項	J0	LPガススタンド特約条項
11	施設賠償責任のみ担保特約条項	J1	生産物賠償支払限度額別建特約条項
12	生産物賠償責任のみ担保特約条項	J2	超過損害額のみ支払特約条項
16	損害賠償請求ベース特約条項	J8	財物損壊の範囲拡大に関する特約条項
31	他工区危険担保特約条項	K0	借用不動産損壊担保特約条項（イベント用）
57	使用不能損害担保特約条項	K1	個人情報漏えい対応費用担保特約条項
68	保険料分割払特約条項（一般用）	K2	通知等変更特約条項
71	システム等管理運営受託特約条項	L0	昇降機危険担保特約条項
72	保険料分割払特約条項（大口用）	L1	客の携行品損害担保特約条項
A1	対人・対物共通支払限度額特約条項	L2	修正免責条項－重過失による法令違反
A2	縮小支払特約条項	L4	国外一時持出品担保特約条項
A3	費用内枠払い特約条項	L7	改修工事発注者責任担保特約条項
A4	対物間接損害不担保特約条項	M4	法人情報漏えい担保特約条項
A5	求償権放棄特約条項	P9	日付データ処理に関する損害不担保特約条項
A6	追加被保険者特約条項	X5	児童・生徒賠償責任不担保特約条項
A7	被保険者間交差責任担保特約条項		
A8	人格権侵害担保特約条項		
E0	製造物責任法対応特約条項		
E1	訴訟対応費用担保特約条項		
E2	初期対応費用担保特約条項		
E5	借用不動産損壊担保特約条項		
F0	油濁損害不担保特約条項		
F1	LPガス販売業務不担保特約条項		
F2	鉄道（軌道）業者特約条項		
F3	マンション用特約条項		
F4	特定作業損害不担保特約条項		
F6	一部危険除外担保追加特約条項		
F8	温度変化損害不担保特約条項		
G0	不良完成品損害担保特約条項		
G1	管理下財物損壊担保特約条項		
G2	日本版CGL特約条項		
G3	0歳児不担保特約条項		
G4	工事遅延損害担保特約条項		
G5	データ損壊担保特約条項		
G6	リース・レンタル財物損壊担保特約条項		
G7	支給財物損壊担保特約条項		
G8	被害者治療費用担保特約条項		

この普通保険約款は、すべての契約に適用されます。

## 4. 賠償責任保険普通保険約款

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、保険金を支払います。

### 第2条（損害の範囲）

当社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限りま。

#### ①法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

#### ②争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

#### ③損害防止軽減費用

第12条（事故の発生）(1) ③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（④に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

#### ④緊急措置費用

第12条(1) ③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

#### ⑤協力費用

第13条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

### 第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的

	または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

### 第4条（責任の限度）

- 当社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- 当社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

- 当社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

### 第5条（保険責任の始期および終期）

- 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- 保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第6条（告知義務）

- 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実

を正確に告げなければなりません。

- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
  - ① (2)の事実がなくなった場合
  - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
  - ③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当会社は、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害には適用しません。

#### 第7条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒ぎおよび労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

#### 第8条（保険金を支払わない場合）

当会社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

#### 第9条（調査）

- (1) 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保

険者に請求することができます。

#### 第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第12条（事故の発生）

- (1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。
  - ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞な

く当会社に書面により通知すること。

- ②他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
- ③他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
- ④あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
- ⑤損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ①(1)①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額
- ②(1)③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ③(1)④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

#### 第13条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会社は、必要と認められる場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第14条（保険料の精算）

- (1) 保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができるものとします。
- (3) (1)および(2)の書類に基づいて算出された保険料（保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。）と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求しまたは返還します。

#### 第15条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

#### 第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知を

もって、この保険契約を解除することができます。

#### 第18条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかによる解除がなされたことにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ①(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ②(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第6条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保

保険料を返還しまたは請求します。

- (2) 第10条(通知義務)(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未經過期間(危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間(条件を変更する時以降の期間をいいます。)に対する保険料を返還しまたは請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

#### 第21条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第15条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未經過期間(失効した時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第22条(保険料の返還—取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

#### 第23条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第6条(告知義務)(2)、第10条(通知義務)(2)もしくは(6)、第18条(重大事由による解除)(1)または第20条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未經過期間(解除の時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間(保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。)に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。た

だし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条(保険料の精算)(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

#### 第24条(先取特権—法律上の損害賠償金)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者(以下「被害者」といいます。)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(第2条(損害の範囲)①の損害に対するもの)に限りません。以下この条において同様とします。)について先取特権を有します。
- (2) 当会社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限りません。
  - ①被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合(被保険者が弁済した金額を限度とします。)
  - ②被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
  - ③被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
  - ④被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(被害者が承諾した金額を限度とします。)
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

#### 第25条(保険金の請求)

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条(損害の範囲)①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行てできるものとし、または(2)①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条(保険金を支払う場合)の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
  - ①保険金の請求書
  - ②被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
  - ③被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
  - ④被保険者が保険金の請求をするについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
  - ⑤第2条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
  - ⑥その他当会社が次条(1)に定める必要な事項

- の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければならない。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第26条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、被保険者が前条(3)に規定する手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (3) (1) および (2) に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

#### 第27条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① ①の保険契約等から保険金または共済金が支払われない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② ②の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第28条 (時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第29条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当社に移転します。
- ① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければならない。保険契約者または被保険者が当社に協力するために支出した費用は、当社社の負担とします。

#### 第30条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第31条 (準拠法)

この保険約款に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

#### 別表 (短期料率表)

既経過期間	7日	15日	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1年
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

ご注意：  
<最低保険料>

最低保険料については、保険証券の最低保険料欄をご覧ください。同欄に特別の記載がない場合は、最低保険料は、1,000円となります。

## 5. 各種特別約款および添付される特約条項

### (1) 施設所有（管理）者特別約款

〈ご説明〉

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「01」、名称「施設所有（管理）者」または「シセツシヨユウカンリシヤ」と表示されているときに適用されます。ただし、リスク区分欄に「800」～「899」のうちいずれかのコードが表示されているときを除きます。

#### 第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限ります。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の不動産または動産（以下「施設」といいます。）
- ② 施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行

(2) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

#### 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出
- ② スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
- ③ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ④ 施設の修理、改造または取壊し等の工事
- ⑤ 次に掲げるものの所有、使用または管理  
ア. 自動車、原動機付自転車または航空機  
イ. 昇降機（もっぱら貨物の運搬の用に供されるものを除きます。）  
ウ. 施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物
- ⑥ 被保険者の占有を離れた次に掲げるもの  
ア. 商品または飲食物  
イ. 施設外にあるアに規定するもの以外の財物
- ⑦ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置しまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

#### 第3条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

#### 第4条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「漏水担保」（「ロウスイタンボ」）と表示されているとき、またはコード「01」と表示されているときに適用されます。

### ●漏水担保特約条項（施設所有（管理）者特別約款用）

この保険契約において、当社は、施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合）①および②の規定を適用しません。

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書のリスク区分欄に「010」～「120」、「400」、「410」のうちいずれかのコードが表示されているとき、特約条項欄に「油濁損害不担保」（「ユタクンガイフタンボ」）と表示されているときまたはコード「F0」と表示されているときに適用されます。

### ●油濁損害不担保特約条項（施設所有（管理）者特別約款用）

#### 第1条（保険金を支払わない場合）

(1) 石油物質が保険証券記載の施設から海、河川、

湖沼または運河（以下「公共水域」といいます。）へ流出した場合において、当社は、水の汚染によって発生した次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他人の財物の損壊
  - ② 漁獲高の減少または漁獲物の品質低下
- (2) (1) の場合において、その石油物質の拡散防止、捕取回収、焼却処理、沈降処理または乳化分散処理その他損害の発生または拡大の防止のために支出された費用については、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、当社は、保険金を支払いません。

## 第2条（石油物質の定義）

前条の「石油物質」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
- ② ①に記載された石油類より誘導される化成品類
- ③ ①または②に記載された物質を含む混合物、廃棄物および残渣

## 第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「マンション用」（「マンション用」）と表示されているとき、またはコード「F3」と表示されているときに適用されます。

## ● マンション用特約条項（施設所有（管理）者特別約款用）

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が保険証券記載の区分所有建物の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）が定める共用部分をいいます。）の損壊について賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第2条（責任の限度）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、賠償責任保険普通保険約款第4条（責任の限度）に定めるところによります。

### 第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「昇降機危険担保」（「ショウコウキケンタンボ」）と表示されているとき、またはコード「L0」と表示されているときに適用されます。

## ● 昇降機危険担保特約条項（施設所有（管理）者特別約款用）

### 第1条（免責規定の適用除外）

- (1) 当社は、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）⑤イの規定を適用しません。
- (2) 昇降機に積載中の他人の財物の損壊に起因する損害については、次の規定を適用しません。

① 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第8条（保険金を支払わない場合）②の規定

② 特別約款第2条①および②の規定

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ② 昇降機の修理、改造または取壊し等の工事

### 第3条（昇降機が複数の場合の支払限度額の適用）

当社がこの保険契約によって支払うべき保険金の額は、昇降機の数を問わず、普通保険約款第4条（責任の限度）に定めるところによります。

### 第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

### 〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「客の携行品損害担保」（「キョウケイコウヒンガンガイタンボ」）と表示されているとき、またはコード「L1」と表示されているときに適用されます。

## ● 客の携行品損害担保特約条項（施設所有（管理）者特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する施設が商法第594条第1項に掲げる客の来集を目的とする場屋に該当する場合において、特別約款第1条に規定する仕事が場屋の営業であるときは、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当社は、その施設（以下「場屋」といいます。）の中に客が携帯した財物の紛失、盗取または詐取について被保険者が商法第594条第2項に基づく損害賠償責

任を負担することによって被る損害（以下「携行品損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

## 第2条（責任の限度）

前条に規定する損害について当会社が支払うべき保険金の額は、普通保険約款第4条（責任の限度）(1)から(3)までの規定にかかわらず、普通保険約款第2条（損害の範囲）②から⑤までに規定する費用を含め、客1名について10万円かつ1事故および保険期間中について100万円を限度とします。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する財物に関する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 自動車または原動機付自転車の内部または外部に積載された財物
  - ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物
- (2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、紛失、盗取または詐取による財物の使用不能またはそれによる収益減少に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する者が行いまたは加担した盗取または詐取に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 被保険者
  - ② 被保険者の代理人（被保険者が法人の場合は、その業務を執行する機関をいいます。）または使用人
  - ③ ①または②に掲げる者の親族

## 第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

### （ご説明）

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「借用不動産損壊担保（イベント）」（シャクヨウフドウサントンボ（イベント））と表示されているとき、またはコード「KO」と表示されているときに適用されます。

## ●借用不動産損壊担保特約条項（イベント用）（施設所有（管理）者特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険証券記載の被保険者（この特約条項において、以下「被保険者」といいます。）が不測かつ突発的な事故により借用不動産を損壊したことについて、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の「借用不動産」とは、被保険者がその業務の遂行のために日本国内において他人から賃借する保険証券記載の建物をいい、これに備え付け

られ同時に賃借した什器備品を含みます。

- (3) 当会社は、(1)の事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

## 第2条（責任の限度）

- (1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲）に規定する法律上の損害賠償金については、1回の事故について、損害賠償金の額が保険証券に記載された借用不動産損壊賠償危険に係る免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された借用不動産損壊賠償危険に係る支払限度額を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事故が次のいずれかに該当する場合は、免責金額を適用しません。
  - ① 火災
  - ② 破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）
  - ③ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出
  - ④ スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
  - ⑤ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動（群集または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穩が害されまたは被害が生じる状態であって、次条(1)②に規定する暴動に至らないものをいいます。）
  - ⑥ 労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

## 第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者または被保険者の故意
  - ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱または暴動（群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
  - ④ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
  - ⑤ 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理
  - ⑥ 借用不動産の修理、改造または取壊し等の工事
  - ⑦ 借用不動産の瑕疵
  - ⑧ 借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象
  - ⑨ ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- (2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次のいずれかの賠償責任を負担



被保険者	次の者をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の役員または使用人。ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。
記名被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
漏えい	個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。
ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、接続に使用される情報処理機器または設備および通信用回線を含みます。
第三者	次のアからエまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア. 保険契約者 イ. 被保険者 ウ. アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者 エ. アまたはウの者の役員または使用人
初年度契約	当会社がこの保険契約と同一の特別約款に基づき同一の記名被保険者を引き受けた保険契約（以下「同種契約」といいます。）のうち、その保険期間の初日が最も早いものをいいます。ただし、初年度契約以降の同種契約とこの保険契約との間で保険期間が中断している期間がある場合は、その保険期間の初日が最近の中断期間より後であるもののうち最も早い同種契約を初年度契約とします。
被害者	漏えいした個人情報によって識別される個人をいいます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 初年度契約の保険期間の開始時より前に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた個人情報の漏えい（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
  - ② 保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
  - ③ 他人の身体の障害
  - ④ 他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取またはその使用の不能もしくは阻害。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。
  - ⑤ クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによつて生じた他人の経済的な損害
  - ⑥ 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
  - ⑦ 株価または売上高の変動
  - ⑧ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- (2) 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、当会社は、一切の損害（ただし、その訴訟を提起した者に係る部分に限ります。）に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条（支払限度額の特別）

- (1) 個人情報の漏えいまたはそのおそれによって被害者以外の者が支出した費用について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して当会社が支払う保険金の額は、1請求および保険期間中につき、保険証券の「個人情報漏えい対応費用」欄に記載された支払限度額を限度とします。
- (2) 当会社が支払う保険金の額は、(1)の金額を含め、保険証券の「賠償責任」欄に記載された支払限度額を限度とします。
- (3) 保険期間中に支払限度額を変更する場合において、保険契約者または被保険者が、その変更前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを認識していたとき（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、その事由に起因してなされた請求については、変更前または変更後の支払限度額のうち、いずれか低い金額を支払限度額とします。

### 第5条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「1請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

### 第6条（保険料の不精算）

- (1) この保険契約において、保険料を定めるために用いる「売上高」とは、普通保険約款第3条（用語の定義）の規定にかかわらず、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において記名被保険者が

販売または提供したすべての商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。ただし、これを把握することができない新規事業等については、記名被保険者が保険期間中に販売または提供するすべての商品またはサービスに関して見込まれる税込対価の総額とします。

- (2) この保険契約の保険料が(1)に規定する「売上高」以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、(1)に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等におけるその金額または数量を用います。
- (3) 普通保険約款第14条(保険料の精算)(1)および(3)ならびに第23条(保険料の返還—解除の場合)(2)の保険料の精算の規定は、(1)ただし書に該当する場合を除き、この保険契約には適用しません。
- (4) 当社が第1条(保険金を支払う場合)(1)の保険金を支払う場合において、保険契約者または記名被保険者が申告した売上高または(2)に規定する金額もしくは数量が実際の金額または数量に不足していたときは、当社は、(1)ただし書に該当する場合を除き、申告された金額または数量に基づく保険料と実際の金額または数量に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

#### 第7条(読替規定)

この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条(責任の限度)(1)	1回の事故について	1請求について
第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第10条(通知義務)(4)および(7)、第18条(重大事由による解除)(3)ならびに第20条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(5)および(7)	発生した事故	なされた請求
第6条(告知義務)(3)(3)	事故による損害の発生前	請求がなされる前
第6条(4)、第10条(4)および(7)ならびに第18条(3)	事故による損害の発生後	請求がなされた後

#### 第8条(普通保険約款等との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「個人情報漏えい対応費用担保」(「コジジヨウホウロウエイタイオウヒヨウタンポ」と表示されているとき、またはコード「K1」と表示されているときに適用されます。

またはこれらに準じる媒体による発表または報道

- (3) 事故の発生時を合理的に推定することができない場合は、保険契約者、被保険者または当会社のいずれかが最初に事故を発見した時をもって事故の発生時とみなします。

#### 第2条(用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	個人情報の漏えいまたはそのおそれを行います。
事故対応期間	保険契約者、被保険者または当会社のいずれかが最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。
個人情報漏えい対応費用	次の費用のうち、事故対応を行うために必要かつ不可欠と認められるものをいいます。 ア. 新聞・テレビ等のマスメディアを通じて事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用 イ. 事故原因の調査費用 ウ. 他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用

### ●個人情報漏えい対応費用担保特約条項(施設所有(管理)者特別約款(個人情報漏えい保険用)用)

#### 第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、次条に規定する事故に起因して被保険者が事故対応期間内に生じた個人情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害(損害が生じたことにより他人から回収できる金額がある場合は、その金額を控除した額とします。)に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に発生し、そのことが次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限り、保険金を支払います。
- ① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等(文書によるものに限ります。)
- ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット

エ. 通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用

オ. 事故に関して支出する次の費用。ただし、当会社の書面による同意を得て支出されたものに限りませぬ。

(ア) コンサルティング費用（1事故につき500万円を限度とします。）。ただし、事故発生時の対策または事故の再発防止対策についての助言の対価としてのものに限りませぬ。

(イ) 弁護士報酬。ただし、保険契約者または被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。

カ. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当

キ. 記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

ク. 謝罪のために被害者に対して支出する次の費用（被害者1名につき500円を限度とします。）

(ア) 見舞金

(イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用

(ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りませぬ。）

なお、個人情報漏えい対応費用には、次のものを含まませぬ。

ア. この保険契約と同種の損害保険契約の保険料

イ. 金利その他資金調達に関する費用  
ウ. 記名被保険者の役員に対する報酬または給与

エ. 施設所有（管理）者特別約款（個人情報漏えい保険用）（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害

オ. ネットワーク構成機器・設備（ネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器およびこれらを結ぶ電気通信回線設備をいいます。）について、修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用（被保険者が直接支出したものであるかどうかを問いませぬ。）

### 第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）

② 他人の身体の障害

③ 他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取またはその使用の不能もしくは阻害。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。

④ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

### 第4条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故の発生を知った後、遅滞なく、普通保険約款第12条（事故の発生）

(1)に規定する事項に加えて、次の事項を履行しなければなりません。

① 警察署その他の公的機関に届出を行うこと。ただし、届出を行わないことにつき、正当な理由があると認められた場合を除きます。

② 個人情報漏えい対応費用の損害額が確定した後、その対応の実施時期および内容ならびに費用の支出を証明する資料を当会社に提出すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反し、または(1)②の資料につき知っている事実を表示せずもしくは事実と異なる表示をした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第5条（責任の限度）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の額が保険証券の「個人情報漏えい対応費用」欄に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

(2) 当会社が支払う(1)の保険金の額は、1事故かつ保険期間中につき、保険証券の「個人情報漏えい対応費用」欄に記載された支払限度額を限度とします。この支払限度額は、特別約款第4条（支払限度額の特則）(2)の支払限度額とは別に適用します。

### 第6条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生

した時にすべての事故が発生したものとみなします。

### 第7条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

## (3) 昇降機特別約款

#### 〈ご説明〉

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「02」、名称「昇降機」または「ショウコウキ」と表示されているときに適用されます。

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の昇降機に起因する損害に限ります。

### 第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
昇降機	エレベーターまたはエスカレーターをいい、もっぱら貨物の運搬の用に供されるものを除きます。

### 第3条（免責規定の適用除外）

普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）②の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失による法令違反

② 昇降機の修理、改造または取壊し等の工事

### 第5条（昇降機が複数の場合の支払限度額の適用）

当社がこの保険契約によって支払うべき保険金の額は、昇降機の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

### 第6条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「マンション用」（「マンションヨウ」）と表示されているとき、またはコード「F3」と表示されているときに適用されます。

## ● マンション用特約条項（昇降機特別約款用）

### 第1条（責任の限度）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わな

い場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに昇降機特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が保険証券記載の建物の共用部分である昇降機の損壊につき賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

## (4) 請負業者特別約款

(ご説明)

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「03」、名称「請負業者」または「ウケオイギョウシヤ」と表示されているときに適用されます。

### 第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限ります。

- ① 被保険者による保険証券記載の仕事 (以下「仕事」といいます。) の遂行
  - ② 仕事の遂行のために被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設 (以下「施設」といいます。)
- (2) (1) の「被保険者」には、保険証券記載の被保険者のほか、その被保険者の仕事に従事している間に限り、すべての下請負人を含みます。
- (3) 当社は、(1) の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
作業場内工作車	作業場内 (仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。) において被保険者が仕事の遂行のために所有、使用または管理する次のいずれかに該当する車両をいいます。ただし、ダンプカーを含みません。 ア. 排土または整地機械として使用する工作車 (ブルドーザー、アンクルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー、キャリオール、ロードローラー、除雪用スノーブロー等) イ. 万能掘削機械として使用する工作車 (エクスカベータ、パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、バックホー、ドラグショベル、ショベルカー、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー、バイロドライバー、アースオーガ、アースドリル等) ウ. 揚重専用機械として使用する工作車 (トラッククレーン、クレーントラック、ホイールクレーン、クレーンカー等) エ. 積込機械として使用する工作車 (トラクターショベル、スイングローダー、モートルローダー、エクスカベータローダ、フォークリフト、ストラドルキャリア等) オ. ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンペアー、発電機自動車、コンクリートポンプ、ワゴンドリル カ. アからオまでに規定する車両をけん引するトラクター、整地用または農耕用トラクター キ. 道路建設用または補修用機械として使用する工作車 (マカダムロードローラー、タンデムローラー、タイヤローラー、アスファルトフィニッシャー等) ク. コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って発生した次の損壊等
  - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊。「工作物」とは、人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます (以下同様とします。)
  - イ. 土地の軟弱化または土砂の流入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊
  - ウ. 地下水の増減
- ② 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ③ 自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理
- ④ 被保険者の占有を離れた次に掲げるもの
  - ア. 商品または飲食物
  - イ. 施設外にあるその他の財物

- ⑤ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。仕事を行った場所に被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。
- ⑥ ちり・ほこりまたは騒音
- ⑦ 飛散防止対策等の損害発生予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。

#### 第4条（被保険者が所有、使用または管理する財物の範囲）

普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）②に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 被保険者が所有する財物（所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。）
- ② 被保険者が占有または使用している財物
- ③ 被保険者が直接作業を加えている財物（その作業の対象となっている部分をいいます。）
- ④ 被保険者が他人から借りている財物（リース契約により被保険者が占有する財物を含みます。）
- ⑤ 被保険者が保管施設において保管するために預かっている財物
- ⑥ 仕事の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物（工用仮設物の材料を含みます。）

#### 第5条（作業場内工作車危険）

- (1) 当会社は、被保険者が、作業場内工作車を作業場内または施設内において所有、使用または管理している間に限り、その作業場内工作車を第3条（保険金を支払わない場合）③の自動車に該当しないものとみなします。
- (2) 作業場内工作車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払う損害が発生した場合において、その作業場内工作車につき自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約（責任共済契約を含みます。以下「自賠責保険契約」といいます。）が締結されるべきとき、もしくは締結されているとき、または自動車保険契約が締結されているときは、当会社は、普通保険約款第27条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、その損害の額が自賠責保険契約または自動車保険契約により支払われるべき保険金の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。
- (3) (2) の場合において、当会社は、自賠責保険契約もしくは自動車保険契約により支払われるべき保険金の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第4条（責任の限度）(1) の規定を適用します。

#### 第6条（保険期間の延長）

保険期間を特定の1工事の施工期間に合わせて設定した場合において、その工事に係る仕事が保険期間内に終了しないときは、保険期間は、保険契約者または被保険者が仕事の終了しない理由および終了予定日を遅滞なく当会社に書面により通知することによって、仕事の終了または放棄の時まで延長されるものとします。ただし、正当な理由なくその通知が行われずもしくは遅滞したとき、または当会社が別段の意思表示をしたときは、保険期間は、延長されません。

#### 第7条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

#### 第8条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「地下埋設物不担保」(「チカマイセツツフタンボ」)と表示されているとき、またはコード「04」と表示されているときに適用されます。

●地下埋設物損壊不担保特約条項 (請負業者特別約款用)

当社は、上・下水道管、ガス管、電線、電話線等であって地下に埋設されているものの損壊による損害に対しては、保険金を支払いません。

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「特定作業者損害不担保」(「トクテイヤギョウシヤンソウガイフタンボ」)と表示されているとき、またはコード「F4」と表示されているときに適用されます。

●特定作業者損害不担保特約条項 (請負業者特別約款用)

当社は、保険証券記載の仕事が行われる場所またはこれに隣接する工区において作業を行う者が所有、使用または管理する財物の損壊による損害に対しては、保険金を支払いません。

〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「管理下財物担保」(「カンリカサイブツタンボ」)と表示されているとき、またはコード「G1」と表示されているときに適用されます。

●管理下財物損壊担保特約条項 (請負業者特別約款用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第8条 (保険金を支払わない場合) ②の規定にかかわらず、管理下財物の損壊について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
管理下財物	請負業者特別約款 (以下「特別約款」といいます。) 第4条 (被保険者が所有、使用または管理する財物の範囲) ②から④までに規定する財物をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、管理下財物が次のいずれかに該当する物である場合は、その損壊による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはその法定代理人 (被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。) もしくは使用人が所有する財物 (所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。)
- ② 被保険者またはその法定代理人もしくは使用人がもつばら保険証券記載の仕事 (以下「仕事」といいます。) 以外の目的のために使用する財物
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物
- ④ 被保険者がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物 (仕事の遂行のために被保険者が借りている従業員宿舍、資材置場、事務所等の施設であって、臨時に設置されたものを除きます。)
- ⑤ 被保険者が保管施設において保管するために預かっている財物
- ⑥ 被保険者が仕事の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物 (工事用仮設物の材料を含みます。)
- ⑦ 被保険者が運送を請け負った貨物。ただし、この規定は、貨物の損壊が作業場内 (保険証券記載の仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。) において発生したものである場合には適用しません。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当社は、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) (管理下財物について、②を除きます。) ならびに特別約款第3条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ② ねずみ食いまたは虫食い等の現象
- ③ 修理、点検または加工に関する技術の拙劣または仕上不良
- ④ 塗装用材料の色または特性等の選択の誤り

- (2) (1) の規定にかかわらず、特別約款第3条③の規定は、管理下財物である自動車または原動機付自転車の損壊のうち、これらの車両の運行以外の事由によって発生したものについては、適用しません。「運行」とは、人または物を運送するかどうかにかかわらず、自動車または原動機付自転車をそれらの装置の用法に従って使用することをいいます。

第5条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「工事遅延損害担保」（「コウジチエンソンガイタンボ」と表示されているとき、またはコード「G4」と表示されているときに適用されます。

●工事遅延損害担保特約条項（請負業者特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(3)の事故（以下「事故」といいます。）の発生に起因する対象工事の遅延が、次のすべての条件をみたす場合は、当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、その遅延により、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が対象工事を発注した者（以下「発注者」といいます。）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「工事遅延損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

① 遅延の原因となった事故が、これによる法律上の損害賠償金に対して当社が普通保険約款第1条の保険金を支払うものであること。

② 事故の発生による遅延が、履行期日の翌日から起算して6日以上にわたるものであること。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
対象工事	保険証券記載の仕事のうち、次のすべての条件を満たす工事をいいます。 ア. 記名被保険者が単独で元請負人となる工事であること。 イ. 履行期日が事故の発生した日の翌日から起算して30日以内に到来する工事であること。 ウ. 記名被保険者と発注者との間の工事請負契約書において、履行期日が明確に定められている工事であること。
履行期日	工事を完成させてその目的物を発注者に引き渡すべき期日であって、工事請負契約書に定められたものをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（工事遅延損害について、①を除きます。）ならびに特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する事由に起因する事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険契約者および被保険者の義務）

(1) 保険契約者および被保険者は、事故が発生した

ことを知った場合は、次のすべての事項を履行しなければなりません。

① 発注者に対して履行期日の延期を要請すること。

② 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（責任の限度）

(1) 当社が支払う第1条（保険金を支払う場合）(1)の保険金の額は、普通保険約款第4条（責任の限度）の規定にかかわらず、1事故につき次のいずれか低い額を限度とします。

① 500万円

② 工事請負契約書において工事の遅延による損害賠償金（違約罰としての違約金を含みません。）として定められている金額

(2) 当社が支払う保険金の額は、(1)の金額を含めて、保険証券の「対物（保管物）賠償」欄または「対人・対物共通（CSL）または第三者賠償」欄に記載された支払限度額を限度とします。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「データ損壊担保」（「データソンカイタンボ」と表示されているとき、またはコード「G5」と表示されているときに適用されます。

●データ損壊担保特約条項（請負業者特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の「財物の損壊」には、磁気的または光学的に記録されたデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したもの（以下「データ損壊」といいます。）を含むものとします。

第2条（責任の限度）

(1) データ損壊に起因する損害について、普通保険約款第4条（責任の限度）(1)の「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	1事故につき、500万円
免責金額	5万円

(2) この保険契約において、当社が支払う保険金の額は、この特約により保険金を支払うべき損害

の額を含めて、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

### 第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および請負業者特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### （ご説明）

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「リース・レンタル財物担保」（「リース・レンタルサブタンポ」と表示されているとき、またはコード「G6」と表示されているときに適用されます。

## ● リース・レンタル財物損壊担保特約条項（請負業者特別約款用）

### 第1条（免責規定の適用除外）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第8条（保険金を支払わない場合）②の規定は、次の間に発生したリース・レンタル財物の損壊には適用しません。

- ① 作業場内（保険証券記載の仕事を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。以下同様とします。）または保険証券記載の施設内において、被保険者により使用または管理されている間
- ② 作業場内または保険証券記載の施設内から一時的に持ち出され、被保険者により使用または管理されている間

### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
リース・レンタル財物	被保険者が保険証券記載の仕事の遂行のためにリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物（不動産を除きます。）をいいます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（リース・レンタル財物について、②を除きます。）ならびに請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① リース・レンタル財物とその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
  - ② 消耗品または消耗材（潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動用部品、ショベル等の歯または爪に相当する部分等をいいます。）に単独に生じた損壊

- ③ 傷などの外観上の損壊にとどまり、リース・レンタル財物の機能に支障のない損壊
- ④ リース・レンタル財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた損壊
- ⑤ 電氣的または機械的な原因により生じた損壊
- ⑥ 損壊したリース・レンタル財物の使用不能

(2) (1)の規定にかかわらず、特別約款第3条③の規定は、リース・レンタル財物である自動車または原動機付自転車の損壊のうち、これらの車両の運行以外的事由によって発生したものについては、適用しません。「運行」とは、人または物を運送するかどうかにかかわらず、自動車または原動機付自転車をそれらの装置の用法に従って使用することをいいます。

### 第4条（責任の限度）

(1) リース・レンタル財物の損壊に起因する損害については、普通保険約款第4条（責任の限度）(1)の「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	1事故につき、500万円
免責金額	5万円

(2) 他人の財物の損壊に起因する損害について当会社が支払う保険金の額は、この特約により保険金を支払うべき損害の額を含めて、保険証券の「対物（保管物）賠償」欄または「対人・対物共通（CSL）または第三者賠償」欄に記載された支払限度額を限度とします。

### 第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### （ご説明）

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「支給財物担保」（「シキユウザイブタンポ」と表示されているとき、またはコード「G7」と表示されているときに適用されます。

## ● 支給財物損壊担保特約条項（請負業者特別約款用）

### 第1条（免責規定の適用除外）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第8条（保険金を支払わない場合）②の規定は、支給財物の損壊には適用しません。

### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
支給財物	保険証券記載の仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物（工事用仮設物の材料を含みます。）であって、他人が所有するものをいいます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（支給財物について、②を除きます。）ならびに請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 支給財物とその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
- ② 支給財物が他の財物に組み込まれた後に発見された損壊
- ③ 損壊した支給財物の使用不能

### 第4条（責任の限度）

(1) 支給財物の損壊に起因する損害については、普通保険約款第4条（責任の限度）(1)の「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ次の金額とします。

支払限度額	1事故につき、500万円
免責金額	5万円

(2) 当社が支払う保険金の額は、この特約により保険金を支払うべき損害の額を含めて、保険証券の「対物（保管物）賠償」欄または「対人・対物共通（CSL）または第三者賠償」欄に記載された支払限度額を限度とします。

### 第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### （ご説明）

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「被害者治療費用担保」（「ヒガイシャチリョウヒョウタンポ」と表示されているとき、またはコード「G8」と表示されているときに適用されます。

## ●被害者治療費用担保特約条項（請負業者特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者による仕事の遂行または施設の所有、使用もしくは管理に起因して身体障害を被った者（以下「被害者」といいます。）に対し被保険者がその治療費用を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、治療費用の一部または全部について、被保険者が既に賠償債務の弁済として支出している場合は、その治療費用を除きます。
- (2) 当社が保険金を支払う(1)の損害は、治療の原因となった身体障害の発生日から1年以内

に被保険者が支払った治療費用によるものに限ります。

- (3) 当社は、(1)の身体の障害が、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仕事	保険証券記載の仕事をいいます。
施設	仕事の遂行のために被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設をいいます。
治療費用	医師による治療およびこれに伴う移送、入院、手術、レントゲン撮影等に要した費用（被害者が死亡した場合の葬祭費用を含みます。）をいいます。ただし、普通保険約款第2条（損害の範囲）④の緊急措置費用を含みません。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または被害者の闘争行為または犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ② 保険契約者、被保険者または被害者の故意
- ③ 次のいずれかの者が被った身体障害
  - ア. 保険契約者または被保険者
  - イ. 被保険者の業務に従事中の者
  - ウ. 被保険者の父母、配偶者または子その他の親族

### 第4条（被保険者の義務）

- (1) 被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の保険金を請求する場合は、普通保険約款第25条（保険金の請求）(3)に規定する書類のほか、医師の診断書および治療費用の支払を証明する書類を当社に提出するものとします。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第5条（責任の限度）

- (1) 当社が支払う第1条（保険金を支払う場合）(1)の保険金の額は、普通保険約款第4条（責任の限度）の規定にかかわらず、被害者1名につき50万円を限度とします。
- (2) 当社が支払う保険金の額は、(1)の金額を含めて、保険証券の「対人賠償」欄または「対人・対物共通（CSL）または第三者賠償」欄に記載された支払限度額を限度とします。

## 第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

## ●財物損壊の範囲拡大に関する特約条項（請負業者特別約款用）

### 〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「財物損壊の範囲拡大」（「ザイブツソウカイノハンイカクダイ」）と表示されているとき、またはコード「J8」と表示されているときに適用されます。

## 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生した事故に起因する他人の財物の使用阻害について、被保険者とその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社が保険金を支払う（1）の損害は、（1）の事故の発生日からその日を含めて30日以内に発生した使用阻害に起因するものに限ります。
- (3) 当社は、（1）の事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

## 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	被保険者による保険証券記載の仕事の遂行または保険証券記載の施設の所有、使用もしくは管理に起因して不測かつ突発的に発生した事象をいいます。
使用阻害	財物の本来の目的および用法に従った使用が阻害されることをいいます。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 被保険者またはその法定代理人（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）の故意または重大な過失による法令違反

- ② 被保険者またはその法定代理人もしくは使用人による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ③ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の仕事に対する妨害行為
- ④ 法令等に基づく規制または差押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の使用阻害
- ⑥ データまたはコンピュータ・プログラムの損壊
- ⑦ 被保険者またはその下請負人によるエネルギーの供給、財物の給付または役務の提供の全部または一部の履行不能または履行遅滞
- ⑧ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害

- (2) 当社は、被保険者とその親会社、子会社または関連会社に対して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第4条（責任の限度）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害について、普通保険約款第4条（責任の限度）（1）の「支払限度額」および「免責金額」は、それぞれ保険証券の「財物損壊の範囲拡大に関する特約」欄に記載された支払限度額および免責金額とします。
- (2) 当社が支払う保険金の額は、（1）の金額を含めて、保険証券の「対物（保管物）賠償」欄または「対人・対物共通（CSL）または第三者賠償」欄に記載された支払限度額を限度とします。

## 第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

## (5) 生産物特別約款

(ご説明)

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「04」、名称「生産物」または「セイサンブツ」と表示されているときに適用されます。

### 第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物 (以下「生産物」といいます。)
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事 (以下「仕事」といいます。) の結果

(2) 当社は、(1) の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
仕事の目的物	仕事が行われた対象物すべてをいいます。
完成品	生産物を原材料、部品 (添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。
回収等の措置	生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物についての回収、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
  - ② 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示 (実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。) または虚偽の表示
  - ③ 被保険者が仕事を行った場所に放置または遺棄した機械、装置または資材
- (2) 当社は、被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能 (財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。) について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物
  - ② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物 (作業が加えられるべきであった場合を含みます。)
  - ③ 完成品
  - ④ 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物
- (3) 当社は、仕事の結果による事故については、仕事の終了 (仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。) または放棄の前に発生した事故に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、当社は、一切の損害 (ただし、その訴訟を提起した者に係る部分に限ります。) に対して、保険金を支払いません。

### 第4条 (回収等の措置の実施義務)

- (1) 被保険者は、事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の拡大または発生 (同種の事故の発生を含みます。) を防止するため、遅滞なく回収等の措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく (1) に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、(1) の回収等の措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

### 第5条 (1事故の定義)

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものと同みなします。

### 第6条 (普通保険約款等との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「不良完成品損害担保」（フリオウカンセイヒンソンガイタンボ）と表示されているとき、またはコード「GO」と表示されているときに適用されます。

## ●不良完成品損害担保 特約条項（生産物特別約款用）

### 第1条（免責規定の適用除外）

この保険契約において、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）(2) ③および④の規定は、適用しません。

### 第2条（責任の限度）

- 特別約款第3条（保険金を支払わない場合）(2) ③および④に規定する事由に起因する損害について、賠償責任普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（責任の限度）(1)の「保険証券に記載された免責金額」および「保険証券に記載された支払限度額」とは、それぞれ保険証券の「不良完成品損害」欄に記載された金額をいいます。
- この保険契約において、他人の財物の損壊に起因する損害につき当会社が支払う保険金の額は、普通保険約款第2条（損害の範囲）②から⑤までに規定する費用を除き、(1)に規定する支払限度額を含めて、保険証券の「対物賠償」欄または「賠償責任」欄に規定する支払限度額を限度とします。

### 第3条（読替規定）

この保険契約に製造物責任法対応特約条項が付帯されている場合は、第1条（免責規定の適用除外）および前条（1）の規定中「生産物特別約款第3条（保険金を支払わない場合）(2) ③および④」「特別約款第3条（保険金を支払わない場合）(2) ③および④」とあるのは、いずれも「製造物責任法対応特約条項第3条（保険金を支払わない場合）(1) ⑥ウおよびエ」と読み替えます。

### 第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「国外一時持出品担保」（「コクガイイチジモチダシシンタンボ」）と表示されているとき、またはコード「L4」と表示されているときに適用されます。

## ●国外一時持出品担保 特約条項（生産物特別約款用）

### 第1条（読替規定）

- この保険契約において、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払

う場合）(2)の規定中「日本国内」とあるのは、「日本国内（ただし、日本国内に住所を有する者が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中に生じた事故については、日本国外を含みます。）」と読み替えます。

- この保険契約に製造物責任法対応特約条項が付帯されている場合は、(1)の規定中「生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）(2)」とあるのは、「製造物責任法対応特約条項第1条（保険金を支払う場合）(1)」と読み替えます。

### 第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「エンジン焼付1/2担保」（「エンジンヤキツケ1/2タンボ」）と表示されているとき、またはコード「06」と表示されているときに適用されます。

## ●エンジン焼付損害縮 小支払特約条項（生産物特別約款用）

### 第1条（読替規定）

ガソリンスタンド業務の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊自体による損害については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（責任の限度）(1)の規定中、「その超過額」とあるのは、「その超過額の2分の1」と読み替えます。

### 第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および生産物特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「エンジン焼付不担保」（「エンジンヤキツケフタンボ」）と表示されているとき、またはコード「05」と表示されているときに適用されます。

## ●エンジン焼付損害不 担保特約条項（生産物特別約款用）

当会社は、ガソリンスタンド業務の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊自体による損害に対しては、保険金を支払いません。

〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「製造物責任(PL)法対応」「セイゾウブツセキニン(PL)ホウタイオウ」と表示されているとき、またはコード「E0」と表示されているときに適用されます。

●製造物責任法対応特約条項(生産物特別約款用)

当社は、この特約条項により、生産物特別約款の規定のすべてを以下の規定に読み替えます。

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、生産物または仕事の結果に起因して日本国内において発生した次の事由(以下「事故」といいます。)について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 他人の身体の障害
- ② 他人の財物の損壊(④を除きます。)
- ③ 生産物または仕事の結果の欠陥により発生した次の事由(①および②を除きます。)  
ア. 他人の財産権の侵害  
イ. 他人の精神的被害
- ④ 生産物または仕事の結果の欠陥により発生した次の財物の損壊。ただし、①から③までに規定するいずれかの事由(以下「拡大損害」といいます。)と同時に発生したものに限り、  
ア. 生産物自体の損壊  
イ. 仕事の目的物のうち、拡大損害が発生する原因となった作業が加えられた財物自体の損壊(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)

(2) 当社は、(1)の事故に起因する損害賠償請求(以下「請求」といいます。)が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に日本国内においてなされた場合に限り、保険金を支払います。

第2条(用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	次の者をいいます。 ア. 保険証券に被保険者としてその氏名・名称が記載された者(以下「記名被保険者」といいます。) イ. 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関 ウ. 記名被保険者の使用人 イおよびウは、記名被保険者の業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれるものとします。

生産物	被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物をいいます。
仕事	被保険者が行った保険証券記載の仕事をいいます。
欠陥	生産物または仕事の目的物が通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。
仕事の目的物	仕事が行われた対象物すべてをいいます。
完成品	生産物を原材料、部品(添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。
回収等の措置	生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物についての回収、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険証券に記載された週及日より前に発生した事故
- ② 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。)または放棄の前に発生した事故
- ③ 保険契約締結時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人もしくは使用人が被保険者に対して請求がなされるおそれがあることを知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その請求の原因となった事由
- ④ 被保険者またはその法定代理人もしくは使用人の犯罪行為(過失犯を除きます。)
- ⑤ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または遂行した仕事の結果

⑥ 第1条(保険金を支払う場合)(1)④に規定するものを除き、次の財物の損壊、修理、交換または使用不能(財物の一部のかまたは欠陥によるその財物の他の部分の損壊、修理、交換または使用不能を含みます。)  
ア. 生産物  
イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)  
ウ. 完成品  
エ. 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物

- ⑦ 被保険者による生産物または仕事の目的物の  
 効能または性能に関する不当な表示（実際より  
 も著しく優良であると示すことをいいます。）  
 または虚偽の表示
- ⑧ 被保険者が仕事を行った場所に放置または遺  
 棄した機械、装置または資材
- ⑨ 罰金、科料、過料、課徴金または違約金の支払
- ⑩ 差押え、取用、没収または破壊等の公権力の  
 行使
- ⑪ 給付、引渡し、供給等に関する債務の履行不  
 能または履行遅滞
- ⑫ 知的財産権の侵害
- ⑬ 回収等の措置。ただし、次のすべての条件を  
 満たす場合を除きます。  
 ア. 生産物または仕事の結果の欠陥に起因する  
 措置であること。  
 イ. 生産物または仕事の目的物が一部をなす財  
 物に係る措置であること。  
 ウ. 被保険者以外の者が講じた措置（被保険者  
 の指示によるものを除きます。）であること。
- ⑭ 被保険者から他の被保険者に対してなされた  
 損害賠償請求
- (2) 当社は、第1条(1)③または④の事由により、  
 被保険者とその親会社、子会社または関連会社に  
 対して損害賠償責任を負担することによって被る  
 損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起さ  
 れた場合は、当社は、一切の損害（ただし、そ  
 の訴訟を提起した者に係る部分に限ります。）に  
 対して、保険金を支払いません。

#### 第4条（回収等の措置の実施義務）

- (1) 被保険者は、事故の発生またはそのおそれを知  
 った場合は、事故の拡大または発生（同種の事故の  
 発生を含みます。）を防止するため、遅滞なく、  
 回収等の措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく（1）に規定する義  
 務に違反した場合は、当社は、それによって当  
 会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払  
 います。

#### 第5条（請求原因の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、請求をなされる  
 おそれのある事故またはその原因となる事由の発  
 生を知った場合は、その事故または事由の具体的  
 な状況を遅滞なく当会社に書面により通知しなけ  
 ればなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が（1）の通知を行  
 った場合において、その事故または事由に起因して  
 保険期間終了後5年以内に被保険者に対する請求  
 がなされたときは、その請求は、第7条（1請求  
 の定義）の規定が適用される場合を除き、この保  
 険契約の保険期間の末日になされたものとみなし  
 ます。ただし、この規定は、この保険契約が保険  
 期間の末日までに失効または解除された場合に

は適用しません。

- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）  
 の通知を怠った場合は、当社は、それによって  
 当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支  
 払います。

#### 第6条（責任の限度の特則）

当社は、普通保険約款第4条（責任の限度）（1）  
 の規定にかかわらず、1回の請求について、普通保  
 険約款第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金  
 の額が下表記載の免責金額を超過する場合に限り、そ  
 の超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当  
 社が支払う保険金の額は、下表記載の支払限度額を  
 限度とします。

対象となる損害	支払限度額	免責金額
第1条（保険 金を支払う場 合）①または ②の事故によ る損害	①または②の事故 による損害に対し て、保険証券の「対 人賠償」欄、「対 物（保管物）賠償」 欄または「対人・ 対物共通（CSL） または第三者賠 償」欄に記載され た支払限度額	①または②の事故 による損害に対し て、保険証券の「対 人賠償」欄、「対 物（保管物）賠償」 欄または「対人・ 対物共通（CSL） または第三者賠 償」欄に記載され た免責金額
第1条の③ま たは④の事故 による損害	③および④の事故 による損害を合算 した金額に対して、 保険証券の「支払 限度額」欄に記載 された支払限度額	③および④の事故 による損害を合算 した金額に対して、 保険証券の「支払 限度額」欄に記載 された免責金額

#### 第7条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の  
 原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時も  
 しくは場所または請求者の数にかかわらず、「1請求」  
 とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時  
 にすべての請求がなされたものとみなします。

#### 第8条（読替規定）

この保険契約においては、普通保険約款を下表のと  
 おり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条（責任の限度）(1)	1回の事故 について	1請求につ いて
第5条（保険責任の始期お よび終期）(3)、第10条（通 知義務）(4)および(7)、第 18条（重大事由による解除） (3)ならびに第20条（保険 料の返還または請求－告知 義務・通知義務等の場合）(5) および(7)	発生した事 故	なされた請 求

第6条(告知義務)(3)③	事故による損害の発生前	請求がなされる前
第6条(4)、第10条(4)および(7)ならびに第18条(3)	事故による損害の発生後	請求がなされた後

## 第9条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

## (6) 店舗特別約款

### 〈ご説明〉

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「05」、名称「店舗」または「テンポ」と表示されているときに適用されます。

### 第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、

- ① 被保険者による店舗の所有、使用または管理
- ② 被保険者による仕事の遂行またはその結果
- ③ 被保険者によって製造、販売または提供された生産物

(2) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条(用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
店舗	保険証券記載の店舗をいい、これに付属する作業場等の付帯設備および収容動産を含みます。
仕事	店舗の用法に伴う保険証券記載の仕事をいいます。
生産物	被保険者の占有を離れた保険証券記載の商品、製品、飲食物等の財物をいいます。

### 第3条(保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
- ② 次に掲げるものの所有、使用または管理
  - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
  - イ. 昇降機(もっぱら貨物の運搬の用に供されるものを除きます。)
  - ウ. 施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)
- ③ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ④ 店舗の建設、改築、改造、修理または取壊し等の工事

(2) 当社は、被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能(財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。)

- ① 生産物
- ② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)

### 第4条(責任の限度)

(1) 仕事の終了もしくは放棄の後に仕事の結果により生じた事故または生産物により生じた事故について当社が第1条(保険金を支払う場合)(1)の保険金を支払った場合は、その保険事故の発生後の保険期間に対して当社が支払う保険金の額(普通保険約款第2条(損害の範囲)②から⑤までに規定する費用の額を除きます。)

は、その時までの保険期間において発生した保険事故による保険金の額(普通保険約款第2条②から⑤までに規定する費用の額を除きます。)

を保険証券記載の保険期間中総支払限度額から控除した残額をもって限度とします。

(2) (1)の「仕事の終了」とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は、その引渡しをいいます。

### 第5条(1事故の定義)

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

### 第6条(普通保険約款等との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「受託財物担保」（「ジュタクザイブツタンボ」）と表示されているとき、またはコード「09」と表示されているときに適用されます。

## ●受託財物担保特約条項（店舗特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第8条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、受託物が保険証券に記載された店舗（この特約条項においては、保険証券に明記されている場合は、店舗外の保管施設も店舗とみなします。）内で管理されている間に受託物に生じた事故により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(2) 当社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
受託物	被保険者が管理する他人の財物であって保険証券に記載されたものをいい、次の物を含みません。 ア. 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿 イ. 宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章 ウ. 稿本、設計書、雛型 エ. アからウまでに規定する財物に準じるもの
事故	損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（受託物について、②を除きます。）ならびに店舗特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、その法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保

険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取

- ② 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
  - ③ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
  - ④ 保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故
  - ⑤ 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
  - ⑥ 受託物が委託者に引き渡された後に発見された事故
  - ⑦ 受託物の使用不能（収益減少を含みます。）
- (2) (1)の規定にかかわらず、特別約款第3条(1)②の規定は、受託物である自動車または原動機付自転車の損壊のうち、これらの車両の運行以外の事由によって発生したものについては、適用しません。「運行」とは、人または物を運送するかどうかにかかわらず、自動車または原動機付自転車をそれらの装置の用法に従って使用することをいいます。

### 第4条（責任の限度）

- (1) 普通保険約款第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金につき当社が支払う保険金の額は、事故の生じた地および時における受託物の価額（同一種類、同年式で同じ損耗度の財物の市場販売価格相当額をいいます。）を超えないものとします。
- (2) 当社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の保険金を支払った場合は、その保険事故の発生後の保険期間に対して当社が支払う保険金の額（普通保険約款第2条②から⑤までに規定する費用の額を除きます。）は、その時までの保険期間において発生した保険事故による保険金の額（普通保険約款第2条②から⑤までに規定する費用の額を除きます。）を保険証券記載の保険期間中総支払限度額から控除した残額をもって限度とします。

### 第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

## (7) LP ガス業者特別約款

(ご説明)

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「11」、名称「LP ガス業者」または「LP ガスギョウシヤ」と表示されているときに適用されます。

### 第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) の損害は、LP ガス販売業務の遂行またはその結果による事故に起因するものに限ります。
- (2) 被保険者が (1) の事故に遭った者 (以下「被害者」といいます。) に対して損害賠償金を支払わずに見舞金を支払う場合は、当社は、普通保険約款第1条の規定にかかわらず、被保険者が見舞金の支払 (当社の同意を得て支払われたものに限ります。) により被った損害に対して、保険金を支払います。ただし、この保険金は、被保険者が見舞金を支払った被害者に対して法律上の損害賠償責任を負うことが分かっていたときは、法律上の損害賠償責任に対する保険金に充当されるものとします。
- (3) 当社は、(1) の事故が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
LP ガス販売業務	保険証券記載の事業所において行われる次の仕事をいいます。 ア. LP ガスの供給またはこれに伴うLP ガスの製造、貯蔵、充てんもしくは移動等 イ. LP ガス容器等のLP ガス器具の販売・貸与、配管、取付・取替または点検・修理等 ウ. アまたはイの業務のための事業所施設の所有、使用または管理
事故	他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。
見舞金	損害賠償金を支払わない場合において慣習として支払う弔慰金または見舞金等をいいます。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通保険約款第8条の規定中「賠償責任」とあるのは、「賠償責任または見舞金」と読み替えます。
  - ① 自動車、原動機付自転車、航空機または船の所有、使用または管理。ただし、この規定は、自動車によって輸送中 (積込または積卸作業を含みます。) の容量 600kg 以下のLP ガス容器 (その中のLP ガスを含まず) に起因する事故には、適用しません。
  - ② 次の財物の損壊またはその使用不能 (財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。) 被保険者の占有を離れた財物  
イ. LP ガス販売業務の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物 (作業が加えられるべきであった場合を含みます。)
- (2) 当社は、LP ガスまたはその器具・配管等の取扱いに関する被害者側の過誤のみによって発生した事故については、第1条 (保険金を支払う場合) (2) の保険金を支払いません。

### 第4条 (見舞金に関する保険金の請求)

- (1) 被保険者は、第1条 (保険金を支払う場合) (2) の保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第25条 (保険金の請求) (3) に規定する書類のほか、見舞金に関する被害者の受領書その他被保険者の損害を証明する書類を当社に提出しなければなりません。
- (2) 被保険者が (1) の書類中に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載せず、またはその書類を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第5条 (責任の限度)

- (1) 当社が支払う第1条 (保険金を支払う場合) (2) の保険金の額は、別表に記載された金額を限度とします。
- (2) 第3条 (保険金を支払わない場合) (1) ①ただし書の事故による第1条 (1) の損害に対して当社が保険金を支払う場合において、その事故の原因となった自動車につき自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約 (責任共済契約を含みます。以下「自賠償保険契約」といいます。) を締結すべきとき、もしくは締結しているとき、または自動車保険契約を締結しているときは、当社は、普通保険約款第27条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) の規定にかかわらず、その損害の額が自賠償保険契約または

自動車保険契約により支払われるべき保険金の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

- (3) (2) の場合において、当会社は、自賠責保険契約もしくは自動車保険契約により支払われるべき保険金の額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第4条（責任の限度）(1) の規定を適用します。

#### 第6条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

#### 第7条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

別表（第5条（責任の限度）(1) の支払限度額）

1. 被害者1名についての限度額

次の金額とします。

- ① 身体の障害に対する見舞金

項 目		支払限度額	
死亡したとき（注）		50万円	
死亡以外のとき	病院または診療所に入院した期間	31日以上	25万円
		15日～30日以内	20万円
		8日～14日以内	10万円
		7日以内	5万円
	治療した期間（入院した期間を除きます。）	31日以上	5万円
		15日～30日以内	4万円
		8日～14日以内	2万円
	7日以内	1万円	

（注）死亡について保険金を支払う場合において、同一の事故に基づく同一の被害者の身体の障害につき既に支払った第1条（保険金を支払う場合）(2) の保険金があるときは、50万円から既に支払った保険金の額を差し引いた残額をもって支払限度額とします。

- ② 財物の損壊に対する見舞金

10万円

2. 1回の事故についての限度額

次のいずれか小さい額とします。

- ① 100万円

- ②  $\left[ \begin{array}{l} \text{被保険者が被害者に} \\ \text{支払った見舞金の額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{保険証券記載} \\ \text{の免責金額} \end{array} \right]$

#### （ご説明）

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「施設責任のみ」（「シセツセキニノミ」）と表示されているとき、またはコード「11」と表示されているときに適用されます。

## ●施設賠償責任のみ担 保特約条項（LPガ ス業者特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社が保険金を支払う損害は、LPガス業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1) の損害のうち、LPガス販売業務の遂行による事故に起因するものに限ります。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに特別約款第3条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の占有を離れた財物による事故。LPガス容器等のLPガス器具の貸与については、被保険者が使用者にこれを引き渡した時をもって、その占有を離れたものとみなします。
- ② 配管、器具の取付・取替または器具・導管の点検・修理等の作業の結果によって、その作業の終了（引渡しを要する場合は、引渡し）または放棄の後に

発生した事故。作業の行われた場所に被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材は、作業の結果とはみなしません。

### 第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「生産物責任のみ」（「セイサンブツセキニンノミ」）と表示されているとき、またはコード「I2」と表示されているときに適用されます。

## ●生産物賠償責任のみ担保特約条項（LPガス業者特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社が保険金を支払う損害は、LPガス業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害のうち、次の事故に起因するものに限りです。

- ① 被保険者の占有を離れた財物による事故。LPガス容器等のLPガス器具の貸与については、被保険者が使用者にこれを引き渡した時をもって、その占有を離れたものとみなします。
- ② 配管、器具の取付・取替または器具・導管の点検・修理等の作業の結果によって、その作業の終了（引渡しを要する場合は、引渡し）または放棄の後に発生した事故。作業の行われた場所に被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材は、作業の結果とはみなしません。

### 第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「LPガススタンド」と表示されているとき、またはコード「J0」と表示されているときに適用されます。

## ●LPガススタンド特約条項（LPガス業者特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社が保険金を支払う損害は、LPガス業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害のほか、保険証券記載のLPガススタンド構内におけるLPガススタンド業務の遂行またはその結果に起因する損害を含むものとします。
- (2) (1)の「LPガススタンド業務」とは、次の業務をいいます。

- ① 自動車または原動機付自転車（部品および付属品を含みます。）に関する点検・調整、洗車またはオイル・水・部品・付属品の供給
- ② 被保険者が所有または使用する自動車または原動機付自転車に対するLPガスの充電およびこれに伴う業務
- ③ LPガススタンド施設の所有、使用または管理

### 第2条（慣習上の支払の特別）

当社は、前条(2)①の業務に起因する事故については、それがLPガスの燃焼または爆発によるものである場合を除き、特別約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の保険金を支払いません。

### 第3条（免責規定の解釈）

特別約款第3条（保険金を支払わない場合）(1)①に規定する輸送中のLPガス容器には、その輸送を行っている自動車自体の燃料用LPガスおよびその容器を含みません。

### 第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「生産物別建て」（「セイサンブツベツダテ」）と表示されているとき、またはコード「J1」と表示されているときに適用されます。

## ●生産物賠償支払限度額別建特約条項（LPガス業者特別約款用）

当社が次の事故に起因する損害に対して支払うLPガス業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)の保険金の額は、保険証券添付別紙記載の額を限度とします。

- ① 被保険者の占有を離れた財物による事故。LPガス容器等のLPガス器具の貸与については、被保険者が使用者にこれらを引き渡した時をもって占有を離れたものとみなします。
- ② 配管、器具の取付・取替または器具・導管の点検・修理等の作業の結果によって、その作業の終了（引渡しを要する場合は、引渡し）または放棄の後に発生した事故。作業の行われた場所に被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材は、作業の結果とはみなしません。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「超過損害額支払」（「チョウウカソクシハラヒ」）と表示されているとき、またはコード「J2」と表示されているときに適用されます。

## ●超過損害額のみ支払特約条項（LPガス業者特別約款用）

## 第1条（読替規定）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（責任の限度）(1)の規定中「保険証券に記載された免責金額」とあるのは、「他の保険契約（保険証券に記載されたものに限りません。）により支払われるべき保険金の額とその免責金額との合算額」と読み替えます。ただし、LPガス業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）(1)①ただし書の事故に起因する損害については、「保険証券に記載された他の保険契約および自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契

約（責任共済契約を含みます。）により支払われるべき保険金の額とそれらの免責金額との合算額」と読み替えます。

## 第2条（慣習上の支払の特則）

この保険契約において、当会社は、特別約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の保険金を支払いません。

## 第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

## (8) 旅館特別約款

### 〈ご説明〉

施設危険は、保険証券または明細書のリスク区分欄にコード「010」と表示されているときに適用されます。  
生産物危険は、保険証券または明細書のリスク区分欄にコード「110」と表示されているときに適用されます。  
受託物危険は、保険証券または明細書のリスク区分欄にコード「210」～「280」のうちいずれかのコードが表示されているときに適用されます。

## 第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、

- ① 施設の所有、使用もしくは管理またはその用法に伴う業務の遂行により生じた他人の身体の障害または財物の損壊（以下「施設危険」といいます。）
  - ② 施設において販売または提供された生産物により生じた他人の身体の障害または財物の損壊（以下「生産物危険」といいます。）
- (2) 当会社は、普通保険約款第1条および第8条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、(1)①の業務の遂行に関する受託物に生じた損壊、紛失、盗取または詐取（以下「受託物危険」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の施設危険もしくは生産物危険または(2)の受託物危険（以下あわせて「事故」といいます。）が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

## 第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
施設	ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業または下宿営業に関する保険証券記載の施設をいいます。
生産物	施設の用法に伴う業務の遂行において販売または提供される飲食物または商品であって、被保険者の占有を離れたものをいいます。
受託物	被保険者が施設内で管理する客の財物をいい、一時的に施設外で管理するものを含みます。なお、次のすべての条件を満たす客の財物は、受託物とみなします。 ア. その盗取もしくは詐取が施設内において生じ、またはその紛失が次のいずれかの場所において生じたものであること。 (ア) 客室 (イ) 浴場の更衣所 (ウ) 洗面所 イ. その盗取もしくは詐取または紛失につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（受託物危険について、②を除きます。）の損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設危険および生産物危険に関しては、次の事由

- ア. 次の事項に関する法令違反であつて、被保険者の故意または重大な過失によるもの  
 (ア) 昇降機の所有、使用または管理  
 (イ) 生産物の製造、販売または提供
- イ. 施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事
- ウ. 自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理
- エ. 施設外にある船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または動物の所有、使用または管理
- オ. 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- カ. 身体の障害を被った者の労働能力の喪失または減少により、その者が所属する組織が被った損失
- ② 受託物危険に関しては、次の事由
- ア. 保険契約者、被保険者、その法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- イ. 保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が私的な目的で使用している間に生じた事故
- ウ. 客の自動車内にある財物に生じた事故
- エ. 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- オ. 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された損壊
- (2) 当社は、生産物のかしに起因してその生産物の損壊自体について被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が受託物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、受託物が他人（所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。）の自動車または原動機付自転車（以下「自動車」といいます。）である場合は、その自動車が損壊または紛失（盗取または詐取を含みません。）したことによる損害に限りません。

#### 第4条（責任の限度）

- (1) 当社が支払う第1条（保険金を支払う場合）の保険金に関する支払限度額は、施設危険、生産物危険および受託物危険のそれぞれについて定めるものとします。
- (2) 受託物危険による普通保険約款第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金につき当社が支払う保険金の額は、事故が生じた地および時における受託物の価額（同一種類、同年式で同じ損耗度の財物の市場販売価格相当額をいいます。）を超えないものとします。

#### 第5条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。ただし、同一犯人による盗取または詐取であっても、異なる時期または客室で発生したものは、別個の事故とします。

#### 第6条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「改修工事発注者責任担保」（「カイシュウコウジハッチュウシャセキニタンポ」）と表示されているとき、またはコード「L7」と表示されているときに適用されます。

### ●改修工事発注者責任担保特約条項（旅館特別約款用）

この保険契約において、旅館特別約款第3条（保険金を支払わない場合）(1)①イの規定は、被保険者が工事の発注者として被る損害については、適用しません。

●旅館賠償責任保険において受託物危険に関する保険金の支払限度額は、次のとおりです。

保険証券の保険期間中の支払限度額欄に 1,000 千円 (1,000,000 円) と表示されている場合

現金・有価証券その他の貴重品		その他の 保管物 (1事故)	保険期間中
帳場保管 (1名)	その他の場合 (1名/1事故)		
10万円	3万円/10万円	10万円	100万円

保険証券の保険期間中の支払限度額欄に 1,500 千円 (1,500,000 円) と表示されている場合

現金・有価証券その他の貴重品		その他の 保管物 (1事故)	保険期間中
帳場保管 (1名)	その他の場合 (1名/1事故)		
15万円	5万円/15万円	15万円	150万円

## (9) 旅館宿泊者特別約款

### <ご説明>

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「13」、名称「旅館宿泊者」または「リョカンシユクハクシヤ」と表示されているときに適用されます。

### 第1条 (保険金を支払う場合)

当社が保険金を支払うべき賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) の損害は、被保険者が宿泊の目的をもって保険証券記載の旅館・ホテル (以下「旅館」といいます。) に到着した時から退出するまでの間に次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に限ります。

- ① 旅館構内における他人の身体の障害または財物の損壊について負担する法律上の損害賠償責任
- ② 普通保険約款第8条 (保険金を支払わない場合) ②の規定にかかわらず、旅館構内において、被保険者が使用または管理する財物のうち旅館が所有または管理する財物の損壊について負担する法律上の損害賠償責任

### 第2条 (旅館客室内の什器・備品に関する特則)

被保険者が、旅館客室内の畳、建具、什器、備品の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担した場合は、当社は、1回の事故ごとに、損害の額から保険証券に記載された免責金額を差し引いた額について保険金を支払います。ただし、いかなる場合も保険証券に記載された支払限度額を超えないものとします。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の暴行もしくは殴打 (被保険者が指図して行わせた暴行もしくは殴打を含みます。) または心神喪失に起因する賠償責任
- ② 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、動物、その他これらに準ずべきものの損壊について負担する賠償責任
- ③ 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任
- ④ 車両 (原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、火器の所有、使用または管理に起因する賠償責任

### 第4条 (普通保険約款との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

## (10) PTA 特別約款

### (ご説明)

この特別約款は、保険証券または特別約款欄にコード「15」、名称「PTA」と表示されているときに適用されます。

### 第1章 管理者賠償責任担保条項

#### 第1条 (保険金を支払う場合)

この担保条項において、当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、PTA管理下における次の事由に起因する損害に限ります。

- ① 被保険者がPTA活動の遂行（保険証券記載の施設の所有、使用、管理を含みます。）に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたこと、または他人の財物（②の財物を除きます。）を滅失、破損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）させたこと。
- ② 被保険者が、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（以下「保管物」といいます。）を被保険者の構成員であるPTA会員および児童・生徒が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたこと。

#### 第2条 (被保険者の範囲)

この担保条項において、被保険者とは、PTAをいいます。

#### 第3条 (保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（②を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
  - ② 自動車もしくは原動機付自転車または車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
  - ③ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
  - ④ 被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任
  - ⑤ PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任
- (2) (1) ①から③までの規定は、第1条（保険金を支払う場合）①のみに適用し、(1) ④の規定は第1条②のみに適用します。

### 第2章 児童・生徒賠償責任担保条項

#### 第4条 (保険金を支払う場合)

- (1) この担保条項において、当社が保険金を支払う損害は、PTAの児童・生徒（PTAの組織単位である学校等に通学する児童・生徒に限ります。以下同様とします。）の行為に起因して日本国内において発生した損害に限ります。
- (2) 次条に規定する被保険者相互間における他の被保険者については、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。

#### 第5条 (被保険者の範囲)

- (1) 本章において、被保険者とは、次の者（責任無能力者を含みません。）をいいます。

- ① PTAの児童・生徒
- ② PTAの児童・生徒の親権者その他の法定の監督義務者

- (2) (1)の被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

#### 第6条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ② 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ③ 自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

#### 第7条 (免責規定の適用除外)

普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）④の規定は、被保険者が家事使用人として使用する者については、適用しません。

### 第3章 基本条項

#### 第8条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
P T A	父母と教師の会をいい、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、または児童・生徒の校外における生活の指導もしくは地域における教育環境の改善・充実を図るため、P T A会員相互の学習その他必要な活動を行う団体であって保険証券の被保険者欄に記載されたものをいいます。
P T A活動	日本国内においてP T Aがその目的にそって企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、P T A総会または運営委員会における決定などP T A会則（名称が何であるかを問いません。）に基づく正規の手続を経て決定されたものをいいます。
P T A管理下	P T Aの指揮、監督または指導下において、P T A活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるP T A会員および児童・生徒がP T A活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上にある間を含みません。

#### 第9条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「児童・生徒不担保」（「ジドウ・セイトフタンボ）」と表示されているとき、またはコード「X5」と表示されているときに適用されます。

## ● 児童・生徒賠償責任 不担保特約条項

当社は、この特約条項により、P T A特別約款第4条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 〈ご説明〉

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「21」、名称「受託者」または「ジュタクシャ」と表示されているときに適用されます。

## (11) 受託者特別約款

#### 第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第8条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する間に受託物に生じた事故により、受託物の正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券に記載された保管施設内で管理されている間
- ② 受託物が保険証券に記載された目的に従い保管施設外で管理されている間

(2) 当社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

#### 第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
受託物	被保険者が管理する他人の財物であって保険証券に記載されたものをいい、次の物を含みません。 ア. 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿 イ. 宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章

	ウ. 稿本、設計書、雛型 エ. その他アからウまでの財物に類する物
事故	損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（受託物について、②を除きます。）の損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、その法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- ② 保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故
- ③ 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ④ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑤ ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑥ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏れもしくははいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏れもしくははいつ出
- ⑦ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑧ 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ⑨ 受託物の使用不能（収益減少を含みます。）

### 第4条（責任の限度）

普通保険約款第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金につき当社が支払う保険金の額は、事故の生じた地および時における受託物の価額（同一種類、同年式で同じ損耗度の財物の市場販売価格相当額をいいます。）を超えないものとします。

### 第5条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

### 第6条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「漏水担保」（「ロウスイタンボ」）と表示されているとき、またはコード「01」と表示されているときに適用されます。

## ●漏水担保特約条項（受託者特別約款用）

この保険契約において、受託者特別約款第3条（保険金を支払わない場合）⑥の規定は、適用しません。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「温度変化損害不担保」（「オンドヘンカンソングイファンボ」）と表示されているとき、またはコード「F8」と表示されているときに適用されます。

## ●温度変化損害不担保特約条項（受託者特別約款用）

当会社は、冷凍設備または冷蔵設備（これらの付属装置を含みます。）の損壊、変調、故障、操作上の過誤その他これらに類似の事由による温度変化に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、受託物の損壊がこれらの事由に起因する火災または爆発によって発生したものである場合を除きます。

## (12) 自動車管理者特別約款

(ご説明)

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「22」、名称「自動車管理者」または「ジドウシヤカンリシヤ」と表示されているときに適用されます。

### 第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) ②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する間またはその管理に付随する業務の遂行中に対象自動車に生じた事故により、被保険者が対象自動車の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 対象自動車が、保険証券記載の保管施設 (以下「保管施設」といいます。) 内で管理されている間
- ② 被保険者が保管施設内で対象自動車に対して行う業務遂行の通常の過程としてその自動車が一時的に保管施設外で管理されている間

(2) 当会社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
対象自動車	被保険者が管理する他人 (所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。) の自動車または原動機付自転車およびこれらの車両の付属品をいい、次のものを含みません。 ア. 燃料、ボディーカーバーおよび洗車用品 イ. 法令により対象自動車に定着させまたは装備することを禁止されている物 ウ. 通常装飾品とみなされる物 エ. 積載物
付属品	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 対象自動車に定着または装備されている物。「定着または装備されている」とは、ボルト、ナットもしくはねじ等で固定されており工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態、自動車の機能を十分に発揮させるための備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。 イ. 対象自動車に固定され、車室内での使用のみを目的とする自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物
事故	損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) (対象自動車について、②を除きます。) の損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、その法定代理人 (被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。) もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- ② 法令に定められた運転資格を持たない者または酒に酔った者が対象自動車を運転している間に生じた事故
- ③ 保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が対象自動車を私的な目的で使用している間に生じた事故
- ④ 被保険者の法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が所有する対象自動車に生じた事故
- ⑤ 被保険者の下請負人 (その下請負人を含みます。) が対象自動車を管理している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が対象自動車を寄託者に引き渡した後に発見された事故
- ⑦ 修理、点検もしくは加工に関する技術の拙劣または仕上不良による対象自動車の損壊。ただし、その損壊がこれらの事由に起因する火災または爆発によって発生したものである場合を除きます。
- ⑧ 付属品のうち、自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物に生じた事故。ただし、その事故が対象自動車の他の部分と同時にまたは火災もしくは爆発によって発生したものである場合を除きます。
- ⑨ 対象自動車の使用不能 (収益減少を含みます。) 。ただし、盗取または詐取によるものを除きます。

### 第4条 (責任の限度)

普通保険約款第2条 (損害の範囲) ①の法律上の損害賠償金につき当社が支払う保険金の額は、事故の生じた地および時における対象自動車の価額 (同一車種、同年式で同じ損耗度の車両の市場販売価格相当額をいいます。) を超えないものとします。

## 第5条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

## 第6条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「下請負人再寄託中担保」（「シタウケニサイキタクチュウタンボ」）と表示されているとき、またはコード「02」と表示されているときに適用されます。

## ●下請負人再寄託中担保特約条項（自動車管理者特別約款用）

### 第1条（免責規定の適用除外）

- (1) この保険契約において、自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）⑤の規定は、適用しません。
- (2) この保険契約における被保険者は、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）とし、その下請負人（下請負人の下請負人を含みます。以下同様とします。）を含みません。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）（対象自動車について、②を除きます。）ならびに特別約款第3条（保険金を支払わない場合）（⑤を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者の下請負人、その法定代理人（下請負人が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。）もしくは使用人または下請負人と同居する親族（以下あわせて「下請負人等」といいます。）が行いまたは加担した盗取または詐欺
- ② 下請負人等が対象自動車を私的な目的で使用している間に生じた事故
- ③ 下請負人等が所有する対象自動車に生じた事故

### 第3条（代位）

- (1) 当社は、記名被保険者の下請負人が対象自動車を管理している間に生じた事故について保険金を支払った場合は、その保険金の額を限度とし、かつ、記名被保険者の権利を害さない範囲において、記名被保険者が下請負人に対して有する権利を取得します。
- (2) 保険契約者または被保険者は、保険金を領取し

た場合は、当社の求めに応じて遅滞なく(1)の権利を行使するために必要な一切の書類を当会社に提出しなければなりません。

### 第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「使用不能損害担保」（「シヨウフノウツンガイタンボ」）と表示されているとき、またはコード「57」と表示されているときに適用されます。

## ●使用不能損害担保特約条項（自動車管理者特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故が発生した場合において、被害自動車の使用不能による損害（以下「使用不能損害」といいます。）が発生しているときは、当社は、特別約款第3条（保険金を支払わない場合）⑨の規定にかかわらず、その使用不能損害（ただし、使用不能が発生した最初の日からその日を含めて4日目以降30日目までの期間において発生したものに限り。）につき、被保険者が被害者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被害自動車	特別約款第1条（保険金を支払う場合）(1)の保険金を支払う原因となった事故（盗取または詐欺を除きます。）が発生した対象自動車
被害者	被害自動車について正当な権利を有する者をいいます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない

い場合)および第8条(保険金を支払わない場合)(被害自動車について、②を除きます)ならびに特別約款第3条(保険金を支払わない場合)(被害自動車について、⑨を除きます。)に規定する損害のほか、被害者が事故の発生を知らなかった期間に発生していた使用不能損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第4条(責任の限度)

特別約款第4条(責任の限度)の規定にかかわらず、当会社が支払う第1条(保険金を支払う場合)の保険

金の額は、次の金額を限度とします。

① 被害自動車1台について、10万円

② 1回の事故について、保険証券記載の1事故支払限度額

#### 第5条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「70」、名称「油濁」または「ユダク」と表示されているときに適用されます。

## (13) 油濁特別約款

### 第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保険証券記載の施設(以下「施設」といいます。)において、石油物質が被保険者の所有、使用または管理する区域外に不測かつ突発的に流出し、これによって公共水域の水を汚染したこと(以下「事故」といいます。)に起因して生じる次の損害に対して、保険金を支払います。

① 被保険者が次の事由について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

ア. 他人の財物の損壊

イ. 漁獲高の減少または漁獲物の品質低下による漁業権侵害

② 公共水域に流出した石油物質について、その処理費用を被保険者が支出することによって被る損害

(2) 普通保険約款第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、当会社が保険金を支払う(1)の損害は、次のいずれかに該当するものに限り、

① 法律上の損害賠償金(普通保険約款第2条①に規定するものをいいます。)

② 処理費用

③ 争訟費用(普通保険約款第2条②に規定するものをいいます。)

④ 求償権保全・行使費用

⑤ 協力費用(普通保険約款第2条⑤に規定するものをいいます。)

(3) 当会社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条(用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
石油物質	次のいずれかに該当する物質をいいます。 ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 イ. アの石油類より誘導される化成品類 ウ. アまたはイの物質を含む混合物、廃棄物および残渣
公共水域	海、河川、湖沼または運河をいいます。
処理費用	石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理または乳化分散処理等に要する費用をいいます。
求償権保全・行使費用	普通保険約款第12条(事故の発生)(1)③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全または行使について必要な手続を行うために支出した必要または有益な費用をいいます。

### 第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)(石油物質について、⑤を除きます。)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 施設の修理、改造または取壊し等の工事

② 自動車、原動機付自転車、船舶または航空機の所有、使用または管理

③ 被保険者の占有を離れた商品または占有を離れ施設外にある財物

④ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し)または放棄の後における仕事の結果(被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置および資材を含みません。)

#### 第4条（責任の限度）

- (1) 当会社は、普通保険約款第4条（責任の限度）(1)の規定にかかわらず、法律上の損害賠償金および処理費用については、1回の事故について、これらの合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された1事故支払限度額および保険期間中総支払限度額を限度とします。
- (2) 当会社は、普通保険約款第4条（2）の規定にかかわらず、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金および処理費用の合算額が保険期間中総支払限度額（当社が既に保険金を支払っている場合は、その金額を控除します。以下同様とします。）を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して、保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \left( \frac{\text{保険期間中総支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額および処理費用の合算額}} \right)$$

- (3) 施設の全部または一部が共有である場合は、(1) および (2) の規定を次のとおり読み替えます。
- ① (1) の規定中、「これらの合計額」とあるのは「全共有者が負担したこれらの合計額に対して被保険者の共有持分割合（以下「持分割合」といいます。）を乗じて算出される額」、「保険証券に記載された免責金額」とあるのは「保険証券に記載された免責金額に持分割合を乗じた額」
- ② (2) の規定中、「法律上の損害賠償金および処理費用の合算額」とあるのは「全共有者が負担した法律上の損害賠償金および処理費用の合算額に持分割合を乗じて算出される額」
- (4) 当会社は、求償権保全・行使費用については、その全額に対して保険金を支払います。

#### 第5条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

#### 第6条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「超過損害額支払」（「チョウカソンガイガクシハライ」）と表示されているとき、またはコード「J2」と表示されているときに適用されます。

## ●油濁超過損害額支払 特約条項

#### 第1条（読替規定）

- (1) この保険契約において、油濁特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（責任の限度）(1)の規定中、「法律上の損害賠償金および処理費用」とあるのは、「法律上の損害賠償金、処理費用、争訟費用、求償権保全・行使費用および協力費用」と読み替えます。
- (2) この保険契約において、特別約款第4条（2）の規定は、適用しません。

#### 第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

## 6. その他の特約条項（共通1）

### ●原子力危険不担保特約条項

（ご説明）

この特約条項は旅館宿泊者特別約款、P T A特別約款を除くすべての契約に適用されます。

- (1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
  - ② 核原料物質
  - ③ 放射性元素
  - ④ 放射性同位元素
- ⑤ ①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）
- (2) (1) の規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みます。）については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。

### ●専門職業危険不担保特約条項

（ご説明）

この特約条項は旅館宿泊者特別約款、P T A特別約款を除くすべての契約に適用されます。

当社は、この保険契約に適用される特別約款または特約条項にこれと異なる規定がある場合を除き、被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
- ② 美容整形、医学的堕胎、助産または採血または医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
- ③ 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
- ⑤ 建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

### ●汚染危険不担保特約条項

（ご説明）

この特約条項は施設所有（管理）者特別約款、施設所有（管理）者特別約款（個人情報漏えい保険用）、昇降機特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款に適用されます。

#### 第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出（以下「排出等」といいます。）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のすべての条件に該当する場合を除きます。
- ① 排出等が不測であること。
  - ② 排出等の原因となる事故（以下「事故」といいます。）が突発的に発生したこと。
  - ③ 排出等が急激であること。
  - ④ 事故が発生してから7日以内に被保険者が排出等を発見し、かつ21日以内に賠償責任保険普通保険約款第12条（事故の発生）(1) ①に規定する事項を当会社に通知すること。
- (2) (1) の「汚染物質」とは、生物（人体を含みます。）に有害な物質、または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質をいいます。なおこれらの物質には、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

#### 第2条（汚染浄化費用の取扱い）

- (1) 当社は、汚染浄化費用またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、前条(1)ただし書の場合において、被保険者が他人に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除

きます。

(2) (1) の「汚染浄化費用」とは、その名称が何であるにかかわらず、汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。

## ●石綿損害等不担保特約条項

〈ご説明〉

この特約条項は施設所有（管理）者特別約款、施設所有（管理）者特別約款（個人情報漏えい保険用）、昇降機特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款に適用されます。

当社は、直接であるか間接であるにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

## ●対人・対物共通支払限度額特約条項

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「CSL」と表示されているとき、またはコード「A1」と表示されているときに適用されます。

当社が法律上の損害賠償金について支払う保険金の額は、1回の事故について、他人の身体の障害と財物の損壞にそれぞれ起因する損害を合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

## ●縮小支払特約条項

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「縮小支払」（「シュクショウシハライ」）と表示されているとき、またはコード「A2」と表示されているときに適用されます。

当社は、法律上の損害賠償金については、賠償責任保険普通保険約款第4条（責任の限度）(1)に規定する超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて算出される金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた。）のみに対して保険証券記載の支払限度額を限度として保険金を支払います。

## ●費用内枠払い特約条項

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「費用内枠払」（「ヒョウウチワクハライ」）と表示されているとき、またはコード「A3」と表示されているときに適用されます。

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（責任の限度）(1)から(3)までの規定にかかわらず、当社は、普通保険約款第2条（損害の範囲）①から⑤までに規定する損害の合算額が保険証券記載の免責金額を超過した場合に限り、その超過額のみに対して保険証券記載の支払限度額を限度として保険金を支払います。

## ●対物間接損害不担保特約条項

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「対物間接損害不担保」（「タイブツカンセツソンガイフタンボ」）と表示されているとき、またはコード「A4」と表示されているときに適用されます。

### 第1条（損害の範囲）

他人の財物の損壞について当社が保険金を支払うべき損害は、次のものに限ります。

- ① 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金は、損壞した財物の修理費用（修理することができない場合は、損壞が生じた地および時におけるその財物の価値とします。）に対するもの
- ② 普通保険約款第2条②の争訟費用は、次の算式によって算出される金額
$$\text{保険金を支払うべき争訟費用の額} = \text{争訟費用金額} \times \frac{\text{①の損害の額}}{\text{被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金の額}}$$
- ③ 普通保険約款第2条③の損害防止軽減費用
- ④ 普通保険約款第2条④の緊急措置費用
- ⑤ 普通保険約款第2条⑤の協力費用

### 第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

## ●日本版CGL特約条項

### 〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「日本版CGL」（「ニホンバン CGL」）と表示されているとき、またはコード「G2」と表示されているときに適用されます。

### 第1条（被保険者の範囲）

- (1) この保険契約においては、対象事由に関する限りにおいて、次の者を被保険者に含むものとします。
  - ① 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が法人である場合は、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
  - ② 記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員
  - ③ 記名被保険者の使用人
- (2) (1)に規定する「対象事由」とは、次のものをいいます。
  - ① 施設所有（管理）者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する施設または仕事
  - ② 請負業者特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する仕事または施設
  - ③ 生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する生産物または仕事
- (3) 記名被保険者が複数である場合は、それぞれの記名被保険者を賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。ただし、これによって普通保険約款第4条（責任の限度）(1)または(2)に規定する当会社の支払限度額が増額されるものではありません。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。
  - ① この保険契約に付帯される特別約款に規定する事故が日本国外で生じた場合
  - ② この保険契約に付帯される特約条項に規定する不当行為が日本国外で行われた場合
- (2) 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、当会社は、一切の損害（ただし、その訴訟を提起した者に係る部分に限ります。）に対して、保険金を支払いません。

### 第3条（免責規定の適用除外）

- (1) この保険契約において、施設所有（管理）者特別約款第2条（保険金を支払わない場合）④の規定は、被保険者が工事の発注者として負担する法律上の損害賠償責任については適用しません。
- (2) この保険契約に昇降機危険担保特約条項（施設所有（管理）者特別約款用）が付帯される場合は、同特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②の規定は、被保険者が工事の発注者として負担する法律上の損害賠償責任については適用しません。

### 第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、人格権侵害担保特約条項および損害賠償請求ベース特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

### 〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「L P ガス販売不担保」（「LP ガスハンバイフタンボ」）と表示されているとき、またはコード「F1」と表示されているときに適用されます。

## ●L P ガス販売業務不担保特約条項

- (1) 当会社は、被保険者が行うL P ガス販売業務の遂行（その業務のための施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の「L P ガス販売業務」とは、L P ガスの供給およびこれに伴うL P ガスの製造・貯蔵・充てん・移動などの業務をいい、L P ガス容器その他のガス器具（以下「器具」といいます。）の販売・貸与および配管、器具の取付・取替、器具・導管の点検・修理などの作業を含みます。

### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「借用不動産損壊担保」（「シャクヨウフドウサンタンボ」）と表示されているとき、またはコード「E5」と表示されているときに適用されます。

## ●借用不動産損壊担保特約条項

### （施設所有（管理）者特別約款用、店舗特別約款用）

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険証券記載の被保険者（この特約条項において、以下「被保険者」といいます。）が不測かつ突発的な事故により借用不動産を損壊したことについて、その貸主に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1)の「借用不動産」とは、被保険者がその業務の遂行のために日本国内において他人から賃借する次のいずれかに該当する不動産をいい、これらに備え付けられ同時に賃借した什器備品を含みます。
  - ① 保険証券記載の建物であって、被保険者が事務所もしくは店舗の用途または役員もしくは使用人に居住させる住宅の用途に使用しているもの

② 保険証券記載の建物内の戸室であって、被保険者が事務所もしくは店舗の用途または役員もしくは使用人に居住させる住宅の用途に使用しているもの

(3) 当社は、(1)の事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

## 第2条（責任の限度）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲）に規定する法律上の損害賠償金については、1回の事故について、損害賠償金の額が次のいずれかの金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された借用不動産損壊賠償危険に係る支払限度額を限度とします。

① 前条（1）の事故が次のいずれかに該当する場合は、保険証券に記載された借用不動産損壊賠償危険に係る免責金額

ア. 火災

イ. 破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）

ウ. 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出

エ. スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出

オ. 騒ぎょうおよびこれに類似の集団行動（群集または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されまたは被害が生じる状態であって、次条（1）②に規定する暴動に至らないものをいいます。）

カ. 労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

② ①以外の場合は、10万円

## 第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意

② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱または暴動（群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

④ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み

⑤ 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理

⑥ 借用不動産の修理、改造または取壊し等の工事

⑦ 借用不動産の瑕疵

⑧ 借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象

⑨ ねずみ食い、虫食いその他類似の現象

(2) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次のいずれかの賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

② 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

③ 被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する賠償責任

④ 被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任。この規定において、親会社、子会社または関連会社の定義は、それぞれ「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」が定めるところによります。

## 第4条（求償権の不行使）

当社は、普通保険約款第29条（代位）の規定に基づき当社に移転する権利のうち、被保険者の役員もしくは使用人またはそれらの者の配偶者もしくは同居の親族に対する権利に限り、これを行使しません。ただし、それらの者の故意によって生じた損害については、この規定を適用しません。

## 第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款または店舗特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

## ●食中毒利益担保特約条項

### 〈ご説明〉

この特約条項は、生産物賠償責任保険、店舗賠償責任保険または旅館賠償責任保険をご契約いただいた場合で、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「31」、名称「食中毒利益」または「シヨクチュウドクリエキ」と表示されているときに適用されます。

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次のいずれかの事由（以下「事故」といいます。）によりその営業が休止または阻害されたことにより保険証券記載の被保険者が支払期間中に被った損失（喪失利益および収益減少防止費用に限り、以下同様とします。）に対して、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の営業施設（以下「施設」といいます。）における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品等（食品、添加物、器具、容器または包装をいいます。）に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出がなされたものに限り、
- ② 施設が食中毒の原因となる病原菌・ウイルスに汚染された疑いがあることにより行われた保健所その他の行政機関による消毒、隔離その他の措置

### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払期間	前条①ただし書きの届出または②の措置が行われたいずれか早い時から、次のいずれか早い時までの期間をいいます。 ① 営業収益が事故の影響のない状態まで回復した時 ② 保険証券に記載された約定支払期間を経過した時
営業収益	売上高または生産高等保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。
喪失利益	次のものの合計をいいます。 ① 経常費（事故発生の有無にかかわらず営業の継続のために必要な支出をいいます。以下同様とします。）のうち、保険証券に記載された金額（以下「付保経常費」といいます。） ② 事故が発生しなかったならば計上することができたと認められる営業利益（営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）
収益減少防止費用	支払期間における営業収益の減少を防止または軽減するために支払期間内に支出された必要かつ有益な費用のうち、事故が発生しなかった場合であっても通常要する金額を超える部分をいいます。
収益減少額	事故発生直前の12か月における支払期間に相当する期間の営業収益から、支払期間中の実際の営業収益を差し引いた額をいいます。
利益率	直近の事業年度（1年間。以下同様とします。）の数値を用いて、次の算式により算出される率をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$ ただし、直近の事業年度における営業利益がマイナスであった場合（このマイナスの金額を「営業損失」といいます。）は、次の算式により算出される率とします。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} + \text{付保経常費}}{\text{営業収益}}$

### 第3条（保険金の算出）

(1) 当社が支払うべき保険金の額は、次の算式により算出される金額の合計額とします。ただし、収益減少防止費用については、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて算出される金額を限度とします。

#### ① 喪失利益

$$\text{保険金の額} = \text{収益減少額} \times \text{利益率} - \left( \begin{array}{l} \text{支払期間中に} \\ \text{支出を免れた} \\ \text{付保経常費} \end{array} \right)$$

#### ② 収益減少防止費用

$$\text{保険金の額} = \text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{営業利益} + \text{付保経常費}}{\text{営業利益} + \text{経常費}}$$

(注) 営業利益および経常費は、直近の事業年度の数値を用います。

- (2) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、営業収益または利益率が、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況（以下この条において「未実現営業状況」といいます。）を適切に表していないときは、被保険者または当会社は、次の規定によることができます。
- ① 被保険者は、当会社に対して、(1)の規定による保険金の算出にあたり、営業収益または利益率につき特殊な事情または営業のすう勢の変化の影響を考慮した調整を行うことを請求することができます。
  - ② 当会社は、営業収益または利益率によって算出した損失の額が未実現営業状況に基づく損失の額を著しく超えることを証明して、未実現営業状況に基づいて調整を行った営業収益または利益率により保険金を算出することができます。

#### 第4条（責任の限度）

- (1) この特約条項により当会社が支払う保険金の額は、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。
- (2) 当会社がこの特約条項により保険金を支払った場合においても、(1)の保険金額は減額されません。

#### 第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒ぎよう（この特約条項においては群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穩が害されるかまたは被害を生ずる状態をいいます。）または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

#### 第6条（損失防止義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合は、損失の発生または拡大の防止に努めなければなりません。保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によってこれを怠ったときは、当会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、損失の発生または拡大の防止に要した費用を負担しません。

#### 第7条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事項を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。
  - ① 事故の発生の日時、場所および状況
  - ② 第1条（保険金を支払う場合）①ただし書きの届出または②の措置が行われた日時
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

#### 第8条（保険金支払の時期）

当会社は、支払期間が終了した後でなければ、保険金を支払いません。ただし、喪失利益が1か月以上継続して生じた場合は、収益減少防止費用を除き、毎月末にその概算額を支払うことができます。

#### 第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（この特約条項により保険金が支払われる損失と同一の損失に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損失の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第10条（普通保険約款等との関係）

- (1) この特約条項に定めのない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯する生産物特別約款、旅館特別約款または店舗特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を準用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）もしくは第8条（保険金を支払わない場合）または生産物特別約款第3条（保険金を支払わない場合）、旅館特別約款第3条（保険金を支払わない場合）もしくは店舗特別約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定は、準用しません。

〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「人格権侵害」(「ジンカクケンシンガイ」)と表示されているとき、またはコード「A8」と表示されているときに適用されます。

## ●人格権侵害担保特約条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) の規定にかかわらず、この特約条項が付帯される特別約款またはこの保険契約に付帯される他の特約条項 (以下「特約」といいます。) の第1条 (保険金を支払う場合) に規定する「施設」もしくは「昇降機」の所有、使用もしくは管理、「仕事」もしくは「業務」の遂行もしくはその結果または「生産物」に関し、いずれかの事由に伴う不当行為によって発生した人格権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1) の不当行為が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に日本国内において行われた場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不当行為	次のいずれかの行為をいいます。 ア. 不当な身体拘束 イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示
人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第7条 (保険金を支払わない場合) および第8条 (保険金を支払わない場合) ならびに特約の「保険金を支払わない場合」に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ② 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ③ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為 (過失犯を除きます。)
- ④ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ⑤ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

### 第4条 (縮小支払割合)

普通保険約款第4条 (責任の限度) (1) の規定にかかわらず、当社は、1回の事故について、普通保険約款第2条 (損害の範囲) ②から⑤までに規定する費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券に記載された縮小支払割合を乗じて得た金額のみに対して、保険金を支払います。

### 第5条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特約の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は保険証券または明細書の特約条項欄に「請求ベース」(「セイキユウベース」)と表示されているとき、またはコード「16」と表示されているときに適用されます。

## ●損害賠償請求ベース特約条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1条 (保険金を支払う場合) またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故に起因する損害賠償請求 (以下「請求」といいます。) が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中に日本国内においてなされた場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次の事故について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人 (これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。) が保険契約締結時に前条に規定する事故の発生を知っていた場合 (知っていたと合理的に推定される場合を含みます。) は、その事故
- ② 保険証券に記載された遡及日より前に発生した事故

### 第3条 (事故の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条 (保険金を支払う場合) の請求がなされるおそれのある事故の発生を知った場合は、遅滞なく、その具体的状況を当社に書面により通知しなければなりません。

- (2) 保険契約者または被保険者が (1) の通知を行った場合は、その事故により保険期間終了後5年以内に被保険者に対してなされた請求は、保険期間の末日になされたものとみなします。
- (3) (2) の規定は、この保険契約が保険期間の末日までに失効または解除された場合には適用しません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (1) の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第4条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「1請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

#### 第5条（読替規定）

この保険契約においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条（責任の限度）(1)	1回の事故について	1請求について
第5条（保険責任の始期および終期）(3)、第10条（通知義務）(4) および (7)、第18条（重大事由による解除）(3) ならびに第20条（保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合）(5) および (7)	発生した事故	なされた請求
第6条（告知義務）(3) ③	事故による損害の発生前	請求がなされる前
第6条（4）、第10条（4）および (7) ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	請求がなされた後

#### 第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

#### （ご説明）

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「訴訟対応費用担保」（「フシヨウタイオウヒョウタンポ」）と表示されているとき、またはコード「E1」と表示されているときに適用されます。

### ●訴訟対応費用担保特約条項

#### 第1条（訴訟対応費用の支払）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条に規定する事故またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故に起因して日本国内において提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。）を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

#### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
訴訟対応費用	次の費用のうち、前条の損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 事故原因の調査費用 カ. 意見書・鑑定書の作成費用 キ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

#### 第3条（責任の限度）

当会社は、1回の事故について、第1条（訴訟対応費用の支払）の損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

#### 第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

## ●初期対応費用担保特約条項

### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「初期対応費用担保」(「シヨキタイオウヒョウタンボ」)と表示されているとき、またはコード「E2」と表示されているときに適用されます。

### 第1条 (初期対応費用の支払)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、同条に規定する事故またはこの保険契約に付帯される特別約款もしくは特約条項に規定する事故について、被保険者が初期対応費用(その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限り)を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

### 第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
初期対応費用	次の費用のうち、前条の事故に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 イ. 事故現場の取り片付け費用 ウ. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 エ. 通信費 オ. 事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき10万円を限度とします。 カ. 書面による当社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 キ. その他アからカまでに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。

### 第3条 (責任の限度)

当社は、1回の事故について、第1条(初期対応費用の支払)の損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

### 第4条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

### 〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「保険料不精算」(「ホケンリョウフセイサン」)と表示されているとき、またはコード「H5」と表示されているときに適用されます。

## ●保険料不精算特約条項

### 第1条 (保険料算出の基礎)

(1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(用語の定義)の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
売上高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、被保険者が販売または提供した商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、被保険者が完成させた工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、被保険者が労働の対価として被用者に支払った税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、施設に入場した利用者の総数をいいます。

(2) 当社は、この保険契約の保険料が(1)に規定するもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、(1)に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等におけるその金額または数量を、保険料を定めるために用います。

### 第2条 (保険料精算の不適用)

当社は、普通保険約款第14条(保険料の精算)(1)および(3)、第23条(保険料の返還-解除の場合)ならびにこの保険契約に付帯される特別約款または特約条項の保険料の精算の規定を適用しません。

### 第3条 (保険金計算の特則)

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した売上高、完成工事高、賃金もし

くは入場者または第1条（保険料算出の基礎）(2) に規定する金額もしくは数量が実際の金額または数量に不足していたときは、申告された金額または数量に基づく保険料と実際の金額または数量に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

#### 第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約条項が付帯される特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### （ご説明）

この特約条項は、店舗特別約款、LPガス業者特別約款または旅館特別約款に適用されます。

### ●通知等変更特約条項

#### 第1条（通知義務）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第10条（通知義務）の規定を次のとおり読み替えます。

「第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当社に申し出る必要はありません。
- (2) (1) の事実がある場合（(4) ただし書の規定に該当する場合を除きます。）は、当社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当社が(2) の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合または(1) の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1) に規定する手続を怠った場合は、当社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更依頼書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。
- (5) (4) の規定は、(1) の事実に基づかず発生した事故による損害には適用しません。」

#### 第2条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

当社は、普通保険約款第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定を次のとおり読み替えます。

「第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第10条（通知義務）(1) の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未經過期間（その事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1) または(2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定により当社がこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。）。
- (5) (4) の規定は、第10条(1) の事実が生じた場合において、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知して承認を請求し、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した未經過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の請求がなかったものとして、保険金を支払います。」

### 第3条（保険金の支払時期）

当社は、普通保険約款第26条（保険金の支払時期）の規定を次のとおり読み替えます。

〔第26条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、被保険者が前条(3)に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認することが必要な事項

(2) (1)の確認を行うため次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
  - ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
  - ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
  - ⑤ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一の事故により多数の者の身体の障害または多数の財物の損壊が生じる等被害が広範に及ぶ場合において、(1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2) ①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) から (3) までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとします。

### 第4条（保険料分割払特約条項が付帯されている場合の読替え）

この保険契約に保険料の分割払を行う特約条項（以下「保険料分割払特約条項」といいます。）が付帯されている場合において、下表に掲げる保険料を返還または請求すべき事由が生じたときは、当社は、第2条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）により読み替えられた普通保険約款および保険料分割払特約条項の規定にかかわらず、その事由ごとに下表に掲げる方法に従って保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求の方法
①	この特約条項により読み替えられた普通保険約款第10条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき、未経過期間（その事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
②	次のいずれかに該当する規定により、保険契約が解除された場合 ア. この特約条項により読み替えられた普通保険約款第10条(2) イ. この特約条項により読み替えられた普通保険約款第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)	年額保険料から未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。この場合において、未払込保険料があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。

### 第5条（読替規定）

この保険契約に付帯される特別約款または特約条項において、普通保険約款第10条（通知義務）または普通保険約款第26条（保険金の支払時期）にかかわる規定がある場合は、それらの規定は、この特約条項の趣旨に従い読み替えるものとします。

## 第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

## ●保険料分割払特約条項（一般用）

### （ご説明）

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「分割払（一般用）」（「ブンカツバライ（イッパンヨウ）」または「コード68」）と表示されるときで、分割保険料払込期日欄に所定の事項が記載されているとき、または、「分割払（一般用）」に○印が付され、分割保険料払込方法欄「一般用」に所定の事項が記載されているときに適用されます。

### 第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約条項により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

### 第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

### 第3条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末（保険証券に翌月末と異なる期日が記載されている場合は、その期日とします。）

### 第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第7条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が第7条の表の①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第7条の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第7条の表の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更がなかったものとして、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および特約条項に従い、保険金を支払います。
- (5) 第7条の表の②の規定による追加保険料を請求する場合は、(3)の規定は、危険増加が生じる前に発生した事故による損害または傷害に対する保険金には適用しません。

### 第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 第4条（分割保険料不払の場合の免責）に規定する期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
  - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつその翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除の効力は、次の①または②に規定する日からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。
  - ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
  - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

### 第7条（保険料の返還または請求）

下表の保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求の方法
①	普通保険約款第6条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	普通保険約款第10条（通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき、未経過期間（危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還または請求します。
④	普通保険約款第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
⑤	保険契約が失効した場合	年額保険料（①から③までの規定に基づき返還または請求した保険料を含みます。以下同様とします。）から未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。この場合において、未払込保険料（年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。以下同様とします。）があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。
⑥	次のいずれかに該当する規定により、保険契約が解除された場合 ア. 第5条（追加保険料の払込み）(2) イ. 普通保険約款第6条(2) ウ. 普通保険約款第10条(2)または(6) エ. 普通保険約款第18条(重大事由による解除)(1) オ. 普通保険約款第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)	年額保険料から未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。この場合において、未払込保険料があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。
⑦	第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）(1)の規定により、この保険契約が解除された場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑧	普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合	年額保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。この場合において、未払込保険料があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、普通保険約款第14条（保険料の精算）(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

別表（短期料率表）

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「分割払（大口用）」（「パンカツバライ（オオグチヨウ）」またはコード「72」）と表示されているときで、分割保険料払込期日欄に所定の事項が記載されているとき、または、「分割払（大口用）」に○印が付され、分割保険料払込方法欄「大口用」に所定の事項が記載されているときに適用されます。

●保険料分割払特約条項（大口用）

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約条項により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

第3条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険契約の失効）

保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、払込期日にその払込みを怠った場合は、この保険契約は、その払込期日から効力を失います。

第5条（保険契約の復活）

前条の規定によって、この保険契約が効力を失った後1か月以内に、保険契約者が所定の保険料をそえて、保険契約の復活の申込みをし、当社がこれを承認した場合は、この保険契約は、有効に存続したものとみなします。ただし、この保険契約が効力を失った日から当社が承認した時まで生じた事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が次条の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が次条の表の①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 次条の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 次条の表の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更がなかったものとして、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および特約条項に従い、保険金を支払います。
- (5) 次条の表の②の規定による追加保険料を請求する場合は、(3)の規定は、危険増加が生じる前に発生した事故による損害または傷害に対する保険金には適用しません。

第7条（保険料の返還または請求）

下表の保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求の方法
①	普通保険約款第6条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	普通保険約款第10条（通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき、未経過期間（危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還または請求します。
④	普通保険約款第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。

⑤	第4条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効した場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。
⑥	⑤以外の事由で保険契約が失効した場合	年額保険料（①から③までの規定に基づき返還しましたまたは請求した保険料を含みます。以下同様とします。）から未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。この場合において、未払込保険料（年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。以下同様とします。）があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。
⑦	次のいずれかに該当する規定により、保険契約が解除された場合 ア. 第6条（追加保険料の払込み）(2) イ. 普通保険約款第6条(2) ウ. 普通保険約款第10条(2)または(6) エ. 普通保険約款第18条(重大事由による解除)(1) オ. 普通保険約款第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)	年額保険料から未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。この場合において、未払込保険料があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。
⑧	普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合	年額保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して普通保険約款別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。この場合において、未払込保険料があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、普通保険約款第14条（保険料の精算）(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

〈ご説明〉

この特約条項は、共同保険契約であるときに適用されます。

## ●共同保険に関する特約条項

### 第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

### 第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせの通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

### 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社が行ったものとみなします。

### 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

## 7. その他の特約条項（共通2）

### ●修正免責条項－重過失による法令違反（昇降機特別約款用）

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「修正免責条項－重過失法令違反」（「シュウセイメンセキジョウコウ－ジュウカシツホウレイイハン」）と表示されているとき、またはコード「L 2」と表示されているときに適用されます。

この保険契約において、昇降機特別約款第4条（保険金を支払わない場合）①の規定中、「故意または重大な過失」とあるのは、「故意」と読み替えます。

### ●修正免責条項－重過失による法令違反（生産物特別約款用）

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「修正免責条項－重過失法令違反」（「シュウセイメンセキジョウコウ－ジュウカシツホウレイイハン」）と表示されているとき、またはコード「L 2」と表示されているときに適用されます。

この保険契約において、生産物特別約款第3条（保険金を支払わない場合）(1) ①の規定中、「故意または重大な過失」とあるのは、「故意」と読み替えます。

### ●修正免責条項－重過失による法令違反（旅館特別約款用）

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「修正免責条項－重過失法令違反」（「シュウセイメンセキジョウコウ－ジュウカシツホウレイイハン」）と表示されているとき、またはコード「L 2」と表示されているときに適用されます。

この保険契約において、旅館特別約款第3条（保険金を支払わない場合）(1) ①アの規定中、「故意または重大な過失」とあるのは、「故意」と読み替えます。

### ●日付データ処理に関する損害不担保特約条項（生産物特別約款用）

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「日付処理不担保」（「ヒツクショリフタンボ」）と表示されているとき、またはコード「P 9」と表示されているときに適用されます。

#### 第1条（適用範囲）

この特約条項は、生産物または仕事の目的物がコンピュータ等である場合に適用されます。

#### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
コンピュータ等	次のアからカまでのいずれかのものをいいます。 ア. 電子計算機、パーソナル・コンピュータ（ハードウェアのほか端末装置その他の周辺機器を含みます。） イ. ソフトウェア（プログラム、アプリケーション・ソフトウェア、オペレーティング・システム等名称がいかなるものであるかを問いません。以下同様とします。） ウ. 演算、判断処理または記憶等を行う集積回路および記憶装置（超小型演算処理装置（MPU）、中央演算処理装置（CPU）、各種集積回路（IC）、大規模集積回路（LSI）、超大規模集積回路（VLSI）、マイクロチップ、半導体メモリー等を含みます。）ならびにこれらの上のソフトウェア エ. アからウまでのいずれかのものが組み込まれたもしくは構成部品等として使用された機械、装置、機器、器具、用品、用具またはシステム オ. アからウまでのいずれかのものによって制御または監視された機械、装置、機器、器具、用品、用具またはシステム カ. コンピュータ・ネットワーク
日付	年、月、週、日、時、分、秒、曜日、期間またはこれらのものの一部もしくは全部が組み合わされたもの（国民の祝日その他の休日等これらにより表示される特定の日または時間を含みます。）をいいます。

日付データ処理関連作動不良	コンピュータ等（被保険者が所有するものであるかどうか等被保険者とコンピュータ等との関係がどのようなものであるかを問いません。）が、日付または日付を含む情報もしくはデータの認識、識別、区別、記憶、計算、変換、削除、置換もしくは解析等の処理にあたり、もしくは処理の過程において、誤った処理をし、もしくは作動せず、もしくは機能の一部もしくは全部が喪失し、または停止することを行います。
---------------	---

### 第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 日付データ処理関連作動不良
  - ② コンピュータ等の作動不良の発生を防止し、またはその影響を軽減するために被保険者が行った企画、指導、助言、管理、検査、修理、改修その他の仕事の結果
  - ③ 各種役務（被保険者が提供する役務であるかどうかを問いません。）の履行不能、履行遅滞または不完全履行
  - ④ コンピュータ等の作動不良またはそのおそれが生じた場合に行われたコンピュータ等の停止または中断、およびコンピュータ等による処理の停止または中断
- (2) 当会社は、コンピュータ等の作動不良またはそのおそれが生じた場合において、コンピュータ等の作動不良または情報もしくはデータに関し、検査、修理、是正、確認、回収その他の措置が講じられたことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および生産物特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

#### 〈ご説明〉

## ●日付データ処理に関する損害不担保特約条項 （初期対応費用担保特約条項用）

この特約条項は、保険証券または明細書の特約条項欄に「日付処理不担保」（「ヒツケショリフタンボ」）と表示されているとき、またはコード「P9」と表示されているときで、かつ保険証券または明細書の特約条項欄に「初期対応費用担保」（「ショキタイオウヒヨウタンボ」）またはコード「E2」と表示されているときに適用されます。

### 第1条（適用範囲）

この特約条項は、初期対応費用担保特約条項に適用されます。

### 第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
コンピュータ等	次のアからカまでのいずれかのものをいいます。 ア. 電子計算機、パーソナル・コンピュータ（ハードウェアのほか端末装置その他の周辺機器を含みます。） イ. ソフトウェア（プログラム、アプリケーション・ソフトウェア、オペレーティング・システム等名称がいかなるものであるかを問いません。以下同様とします。） ウ. 演算、判断処理または記憶等を行う集積回路および記憶装置（超小型演算処理装置（MPU）、中央演算処理装置（CPU）、各種集積回路（IC）、大規模集積回路（LSI）、超大規模集積回路（VLSI）、マイクロチップ、半導体メモリ等を含みます。）ならびにこれらの上のソフトウェア エ. アからウまでのいずれかのものが組み込まれ、もしくは構成部品等として使用された機械、装置、機器、器具、用品、用具またはシステム オ. アからウまでのいずれかのものによって制御または監視された機械、装置、機器、器具、用品、用具またはシステム カ. コンピュータ・ネットワーク
日付	年、月、週、日、時、分、秒、曜日、期間またはこれらのものの一部もしくは全部が組み合わされたもの（国民の祝日その他の休日等これらにより表示される特定の日または時間を含みます。）をいいます。

日付データ処理関連作動不良	コンピュータ等（被保険者が所有するものであるかどうか等被保険者とコンピュータ等との関係がどのようなものであるかを問いません。）が、日付または日付を含む情報もしくはデータの認識、識別、区別、記憶、計算、変換、削除、置換もしくは解析等の処理にあたり、または処理の過程において、誤った処理をし、もしくは作動せず、もしくは機能の一部もしくは全部が喪失し、または停止することをいいます。
---------------	--

### 第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、日付データ処理関連作動不良に起因する初期対応費用に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。



## ● 事故受付サービス ●

東京海上日動のサービス体制なら安心です  
—365日24時間のサポート体制—

### 東京海上日動安心 110 番（事故受付センター）

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番—110番”  
（携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。）  
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

#### ●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。  
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

### ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約の内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

なお、約款集が必要な場合は、ご遠慮なく代理店または弊社社員にお申し付けください。



TOKIO MARINE  
NICHIDO

保険料お支払いの際は、東京海上日動所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。  
また1か月経過しても保険証券が届かない場合は、もよりの東京海上日動までご照会ください。

お問い合わせ先

## 東京海上日動火災保険株式会社

本店 東京都千代田区丸の内1-2-1  
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



株式会社  
TOKIO MARINE NICHIDO

**0120-868-100**

受付時間:午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)